

第10日目（3月15日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	6番	百武	辰美
7番	中尾	尊行	8番	石峰	実
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	藤川	法男	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 主任書記 樋口 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	楠本 和弘
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	吉田 耕治
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
教育長	岩永 聖哉	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	企画財政課長	中村 謙一
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

全員、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成29年第1回波佐見町議会定例会10日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第20号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）については、本議会初日において議案第9号 波佐見町一般会計補正予算（第4号）として提案しましたが、審議の中で歴史文化交流館（仮称）の継続費補正について議員各位からさまざまな御意見をいただき、結果、圧倒的多数で否決されました。

この歴史文化交流館（仮称）は、これまで文化団体等から歴史文化会館の建設要望が再三にわたりあったことや、これまで議会においても一般質問等でさまざまな御意見、御提言をいただき、また、議会総務文教委員会でも平成26年8月1日に八女市岩戸山歴史文化交流館（仮称）を調査され、その結果等に基づいて歴史文化会館の建設を検討してまいりましたが、新築となると、場所の検討と用地取得や建設に係る費用が多額になるため、財政的な面から建設は当面不可能との結論に至っております。

その後、平成26年12月ごろ、旧橋本邸の土地建物を歴史文化会館として利用してはどうかとの話があり、専門業者の調査の結果、できるとの結論を得て、取得、移行に至るまでの経緯について、平成27年5月15日の全員協議会で説明し、6月第2回議会定例会において補正予算による土地建物取得と基本構想策定業務予算の議決を受け、さらに12月第4回議会定例会において、歴史文化交流館（仮称）の耐震補強及び実施設計業務費の予算を決定いただき、

これまで業務を進めてまいりました。そのような過程を経て、平成28年度当初予算に歴史文化交流館（仮称）整備事業費として総額2億4,972万円の3カ年継続費として、当該年度分9,988万8,000円の予算を計上し、この中でもさまざまな御意見をいただき、議決をいただいたところでもあります。その結果を受け、昨年6月から8月にかけて行いました町政報告会においても、歴史文化交流館（仮称）整備について住民に説明をしてまいりました。

その後、実施設計を組む中で、建築確認申請について県との協議を進める過程において、周囲を囲む塀の耐震化について建築基準法をクリアされていないことが判明し、主にその対策費用として3,500万円の費用が生じてきたわけであります。

さきに申し上げましたように、議員各位からさまざまな御意見をいただきましたことを重く受けとめ、我々も反省すべきは反省し、ここは一旦継続費を廃止し、関係する予算を減額し、改めて議案第20号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）として提案するものであります。補正の中身については継続費の廃止とそれに関係する予算の減額であり、その他については平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）の審議において説明したとおりであります。今回は予算の総額から4億700万円を減額し、補正後の予算の総額を63億100万円とするものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折、御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 議案第20号

○議長（今井泰照君）

日程第2．議案第20号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第20号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4億700万円を減額し、歳入歳出の予算を歳入歳出それぞれ63億100万円といたします。継続費の補正につきましては第2表

によります。繰越明許費につきましては第3表によります。債務負担行為の補正につきましては第4表によります。地方債の補正につきましては第5表によります。

今回の補正は、3月6日に提案いたしました一般会計補正予算（第4号）が本会議で否決されたことを受けまして、第4号補正案をもとに歴史文化交流館（仮称）整備事業の関係費用について減額して、歳入歳出とも調整を図り、新たに提案するものでございます。内容は補正4号の説明と重複するために、新たな部分についてのみ御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

第2表、継続費の補正でございます。

10款、4項、歴史文化交流館（仮称）整備事業、総額2億4,972万円につきましては、一旦廃止するものといたします。県との建築確認申請協議に伴う実施設計では現行予算での不足が見込まれ、そのような中での工事発注ができないことによるものから廃止するものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

第5表、地方債の補正についてでございます。対象となる事業費の変更に伴い、6件を減額としております。なお、起債の方法、利率、償還方法については現行のとおりでございます。また、今年度の事業がなく財源が不用となる歴史文化交流館（仮称）整備事業及び公共施設災害復旧事業への地方債は廃止をいたします。

続いて、事項別明細、歳入について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

1款、2項、1目、固定資産税でございますが、徴収見込み額等のアップに伴い596万1,000円増の6億4,431万1,000円といたします。これは4号補正の前回提案から30万円をプラスしております。

続いて、32ページをお願いいたします。

17款、1項、繰入金についてでございますが、歴史文化交流館（仮称）整備事業の財源としておりました4目、ふるさと創生基金からの繰入れ990万円を減額しております。また、予算全体の財源不足を賄う、1目、財政調整基金繰入金を4,400万円減額し、2,300万円といたします。

続いて、34ページをお願いいたします。

20款、1項、6目の教育債について、歴史文化交流館（仮称）整備事業の財源としており

ました地域活性化債8,980万円を減額いたします。

続いて、歳出に移ります。

66ページをお願いいたします。

10款、4項、5目、歴史文化交流館（仮称）整備事業費について、継続費の廃止に伴い、28年度支払相当額でございます、13節、工事監理業務委託料388万8,000円及び15節の工事請負費9,600万円について減額をいたします。

以上が主な修正点でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

町長のほうからの説明と、今、中身について御説明がありましたけれども、継続費の関連では一旦廃止というふうなお言葉を発言されておりますが、その中身についてしっかり御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

一旦廃止ということでございますが、さきの4号補正でさまざまな御意見をいただきました。これを建設検討委員会のほうで協議をいたしまして、カフェを含む運営、または展示内容等について協議をしまして、協議を行った後、再度議会のほうにも御説明をした上で計上時期を検討したいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

9番 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

今回、歴史文化交流館（仮称）を廃止に上げられましたが、今後どうお考えなんですか。私的には、先日の議会の折に教育次長がおっしゃいました、今後も予算は上げませんからということでおっしゃっていたので、ちょっと私は否決のほうに回らせていただいたのですが。というのは、なぜかと申しますと、今回それを通してしまったら、追加でもしあった

場合が、私はちょっと否決のほうに回らんといかんということで、私の気持ちとしては否決のほうに回らせていただきました。

私としても今後いいものをつくっていただきたいということで思っておりますので、この観点から、今後どういったお考えをお持ちなのか。確かに維持管理費を考えたらなかなか厳しいところもあります。しかし、やっぱり波佐見の今観光とかを考えた上での歴史文化交流館というのは、私は必要かと思っておりますので、今後のどういった流れになるのか、そこあたりがもしあられましたら御説明をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずはそういう形で否決を受けましたので、廃止をして、先ほど次長が言ったように、十分、まだできる、いろんな問題がもう二度と出てこないように十分検討委員会でもして、そして確認をして、その上、皆さん方に説明をして、また時期を見て提案をしていきたいですね。

だから、やるということですよ、はっきり言って。もうこれだけの土地、家屋、それを活用して、運用の経費等も、そのまま普通の、新たにいくんじゃないわけですね。学芸員たちが今活動をしている、その方々がそこで自分たちの行政業務をしながら管理ができていくって、こんないいことはないというふうに思っております。

ただ、今回はちょっとした手続でこのような事態になりましたけども、ちゃんとした考え方で、皆さん方の御理解を得て、波佐見町の将来のためにきちんとした形で持っていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

教育委員会といたしましても、この歴史文化交流館の必要性というのは十分感じております。そのためにこれまでいろんな計画をし、準備をし、検討をしてまいりました。しかし、今回このようなことで予算計上がなりませんので、この後は、町長も申しましたとおり、十分あらゆる面から検討をしながらよりよいものつくっていくようなそういう期間にしたいというふうに思っておりますので、皆さん方の御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○1番（城後 光君）

66ページ、歳出の教育費の社会教育費の歴史文化交流館の整備事業で、補正後に39万7,000円の計上がされているのですけれども、一旦予算計上しないということなんですけれども。例えば業者さんとの契約で何か費用が発生するとか、そういった部分はあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

補正後の39万7,000円ですが、主に建設検討委員会の費用になります。また、設計業者等の費用ということですが、実施設計は一旦終わっておりますので、それについては27年度から28年度に繰り越しました予算で対応しておりますので、28年度の現年予算で対応することはございません。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第3. 町政に対する一般質問を行います。

これから、通告に従い、順次発言を許します。

1 番 城後光議員。

○1 番（城後 光君）

前回の私のほうの一般質問の内容と引き続きまして、今回も基本的な波佐見町が掲げられております、行政でできることは行政で、民間ができることは民間で。その考え方をもとに私の質問をさせていただきます。

1 番目ですね。「来なっせ100万人」というスローガンがほぼ現実的に達成されようとしておりますけれども、今後、具体的な交流人口ですとか定住、そういったものの考えを見直すタイミングかと思えます。そこで質問いたします。

1 番目、交流人口から定住人口拡大政策について。

(1) 町の主催行事に限らず、町職員が土日の勤務時間以外にイベント準備、運営にかかわっており、本人はもとより家族の負担も相当なものと思われまます。イベントの運営体制を見直して、各職員の本来業務に注力できるように負担軽減を早急に行うべきではないのでしょうか。

2 番目、主催団体を問わずイベントの実動部隊となっただいてはいる観光協会には、企画運営の前面に立って行動していただいております。しかし、波佐見焼振興会と兼務で業務を行っただいてはいる部分もあり、業務の増大に応じた人員の体制がとられているとは思えません。町職員の派遣を含め、組織体制の見直しが必要ではないでしょうか。

3 番目、大小問わず町内の事業所の多くが若年者の減少及び退職者の増加によって人手不足が深刻化しています。ハローワークなど職業案内施設が存在しない本町においては、人材募集を一元的に行う機関が必要ではないでしょうか。また、町内の開催のイベントの折にも、機会にも採用の情報を提供すべきではないでしょうか。

4 番目、サービス業に従事する女性労働者が増加している中で、経験者等のボランティアなどを活用して、土日における児童の一時預かり施設を新設する考えはないのでしょうか。

次に、インターネットの活用が生活のさまざまな面で求められております。今回の予算でも計上されておりますとおり、役場のホームページもリニューアルがされようとするタイミングです。

そこで、インターネットの環境整備について質問します。

1、町外の訪問者の多い西ノ原地区からやきもの公園一帯、鬼木の棚田周辺から中尾山交流館にかけてのルートなど、観光周遊ルートにおいて公衆W i - F i の環境を整備すべきではないでしょうか。

2番、インターネットを活用した情報発信の機会が増えることに対応し、町外からインターネットの関連業者の誘致、もしくは新規拠点の開設のための働きかけを行う考えはないのでしょうか。

3番目です。学校教育におけるI C Tの活用方針について伺います。

2020年から順次I C Tをさらに活用した学習指導要領が進められる見込みです。しかし、現在本町ではタブレット端末の配付などのハード整備、プログラミングの指導体制のソフトの整備が十分ではないと考えます。

そこで質問です。

1、南島原市や武雄市などで行われているように、民間企業のサポートによってI C T教育に向けた積極的な対応を行っていく考えはないのでしょうか。

2番、かなりのスピードで進む技術の進歩に対して、教職員をサポートする意味で財政支援を募った上で、総合学習の時間などにI C Tに精通した外部講師を導入する考えはないのでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、交流人口から定住人口拡大施策について。

1、町主催行事に限らず、町職員が土日の勤務時間以外にイベント準備、運営にかかわっており、本人はもとより家族の負担も相当なものと思われる。イベント運営体制を見直して、各職員の本来の業務に注力できるように負荷軽減を早急に行うべきではないかという御質問ですが。

町内で開催されるイベント関係には、職員が町の仕事として従事する場合と業務外のボランティア的な立場で従事する場合の二通りがあります。

町が主催をするイベントであれば、まず町職員から業務に従事すべきであり、業務として従事する場合は特定の個人に偏らないように町内や課内、係内で調整をしながら執務を要

請しています。また、必要な業務に要請する場合も、負担が大きくなるように人数や時間を必要最小限にとどめるよう工夫も行っていきます。

業務以外でのかかわり方については、あくまでも本人の意思を尊重すべきものと思っており、特段配慮はしておりませんが、町職員である以上は地域のイベント等にはできるだけ協力し、町民の皆さんとコミュニケーションをとり人間関係を築くことや信頼を得ることで、後々の役場での業務に役立ててほしいと職員に対して伝えていきます。そうすることで職員の間力も高まっていくものと考えております。ただし、強制はしているものではなく、個人の判断に委ねているもので、イベントにかかわることが家族の負担にもなっているようなことがあるとすれば、これらの趣旨と参加することの負担の選択も個人の判断でやってもらうよう周知したいと思っております。

さらに、町主催以外のイベント等の開催は、場合によっては町も側面から支援することもあります。基本的には主催者側の計画になり、運営体制を見直すことは直接的に関与できず、町職員以外の多くの方々も同じような条件でかかわっておられると思っておりますので、職員に対して特別扱いをするような考えはありません。

次に、主催団体を問わず、イベントの実動部隊となっている観光協会には企画運営の前面に立って行動されている。しかし、波佐見焼振興会と兼務にて業務を行っている部分もあり、業務増大に応じた人員体制がとられているとは思えない。町職員派遣を含め、組織体制見直しが必要ではないのかという御質問ですが。

「来なっせ100万人」をスローガンに観光交流人口の拡大を図ってきましたが、年間観光客100万人達成も手の届くところまで来ており、波佐見町を訪れる観光客は年々増加し、右肩上がりの状況です。体験型観光「とうのう」の実施や体験塾の開催、絶品グルメや再発見塾など町からの委託事業の実施、各種ツアーの受け入れと、観光協会の業務量は観光客数に比例して増加してきていることは認識しているところです。

これまでも緊急雇用を活用しての人員配置や新たな正職員の配置などの人員補強や職員の処遇改善など積極的に推し進めているところです。また、イベントや観光業務についても企画運営に積極的に町職員も入り、人的支援も惜しみなく行っているところです。しかしながら、業務量が加速的に増加してきており、観光客をおもてなす受け入れ側の整備が追いついていないところがありますので、今後とも組織の法人化やDMOの導入などを研究検討し、組織強化等を図っていきたく思います。

3、大小問わず、町内事業者の多くが若年者減少及び退職者増により人手不足が深刻化している。ハローワークなど職業案内施設が存在しない本町においては、人材募集を一元的に行う機関が必要ではないか。また、町内開催のイベントの機会にも採用情報提供を行うべきではないのかという御質問ですが。

議員御指摘のとおり、昨今の就活状況は売り手市場と言われ、平成28年12月の長崎県の有効求人倍率も1.15と、業種によっては人手不足が深刻な状況となっています。本町は大村のハローワーク管内となっており、求人者や求職者は当然ながら管轄の大村ハローワークを介して求人及び求職の申し込みを行い、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんしていただいているわけではありますが、もちろん大村以外でも佐世保市や伊万里、武雄など、近隣のハローワークを活用することも可能であります。このような職業紹介の事業を行うためには厚生労働大臣への届け出をする必要があると職業安定法で規定されているところです。また、大村ハローワーク管内の求人情報は毎週送られてきており、役場玄関ロビーに提示しています。

このように本町に職業案内施設が存在しなくても、本庁舎玄関や近隣の施設を活用することでその目的はおおむね達成でき、またインターネットを活用しても求人情報等を得ることができることから、それらを有効活用いただきたいと考えます。

人材募集を一元的に行う機関はハローワークであり、新たな機関を本町が実施、または誘致することは非常に厳しいと考えます。イベント時における個社の採用情報の提供は、イベントの趣旨や目的からもそぐわないものではないかと考えます。

次に、サービス業に従事する女性労働者が増加する中、経験者等のボランティアを活用して、土日における児童の一時預かり施設を新設する考えはないのかという御質問ですが。

一時預かり保育事業につきましては、現在、各認定こども園と保育園で行っておりますが、月曜から金曜までの平日と土曜日のみで、日曜日は閉園のため利用できない状況となっております。したがって、御質問にある土日のうち日曜日につきましては、現在のところ受け入れ施設がなく、新設も難しい状況にあります。

しかし、こういった地域の実情を補完するための事業として、国の子ども・子育て支援新制度の中に、子育て援助活動支援事業、通称ファミリーサポートセンター事業というものがあります。この事業は乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり援助を受けることを希望するものと、当該援助を行うことを希望する者

との総合援助活動に関する連絡調整を行うことにより、地域における育児の総合援助活動を推進することを目的としたものであります。

このファミリーサポートセンターの設置につきましては、各市町村に本部を1カ所設置するものとするということになっておりますが、一つの町で会員数を見込めない場合は、東彼3町で1カ所でもよいことになっております。また、交付金の対象になるためには会員数が50人以上いることが必須条件となっておりますので、各町でニーズ調査を行った後に、3町でこの事業を行うのか、それぞれの町で行うのか。いずれにしても実施の方向でこれから協議していくことにしております。

次に、2番、町内のインターネット環境整備について。

1、町外訪問者の多い西ノ原地区からやきもの公園一帯、鬼木棚田周辺から中尾山交流館にかけてのルートなど、観光周遊ルートにおいて公衆Wi-Fi環境を整備するべきではないかという御質問ですが。

Wi-Fi環境の整備については、外国人観光客を中心に無料公衆無線LANの充実に対する要望が強く、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国内外の観光客が手軽に情報を入手できるよう、観光拠点等における公衆無線LAN環境の充実が求められていることから、国においても積極的に整備が推進されています。

本町においても、平成26年度に波佐見温泉周辺への整備を皮切りに、平成27年度には陶芸の館、中尾山交流館、伝習館、中尾のメインストリートへの整備をいち早く行ったところがあります。西ノ原地区については民間事業者が同時に整備されている状況です。

さて、議員御質問の西ノ原からやきもの公園、鬼木棚田から中尾山交流館までの整備については、距離や照射面積も広く、整備に多額の費用がかかることから、まずは観光施設を少しずつ点で整備していき、順次拡大していきたいと考えます。Wi-Fi環境の整備は、単に接続できればよいというわけではなく、独自のポータルサイトを經由しての情報発信も同時に導入することで効果が上がりますので、あわせて整備していきたいと考えています。また、初期費用に加えランニングコストもかかることから、費用対効果も考えながら実施していきたいと思っております。

なお、主要観光施設は町で整備していますが、店舗やギャラリーなど民間施設にも啓発啓蒙し、点から線、線から面へ拡大していくよう推進していきたいと思っております。

2、インターネットを利用した情報発信機会が増えることに対応し、町外からネット関連

事業者を誘致、もしくは新規拠点開設のための働きかけを行う考えはないのかという御質問ですが。

本町におけるインターネット環境は、近隣市町村に先駆け、いち早く町全域に光回線が整備されています。企業誘致を行う上でも、この情報インフラの整備は一つの売りといえますか、いわば必須条件化してきています。

本町の企業誘致では、まず町営工業団地への誘致を優先して活動を行っていますが、御質問のネット関連業者の誘致については、比較的小規模なスペースや低コストでも開業できるため、本町で整備している空き工房、空き家バンクや創業支援等の制度を活用し進出しているだけの情報発信に努めてまいる所存です。

学校教育については教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

城後光議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育におけるICT活用方針について。

2020年度（平成32年度）から順次ICTをさらに活用した学習指導要領が進められる見込みである。しかし、現在本町ではタブレット端末配付などのハード整備、プログラミング指導体制などのソフト整備が十分でない。

そこで、1番に、南島原市や武雄市などで行われているように民間企業のサポートによるICT教育に向けた積極的な対応を行っていく考えはないか。2に、かなりのスピードで進む技術進歩に対し、教職員をサポートする意味で、財政支援を募った上で、総合学習の時間などにICTに精通した外部講師を導入する考えはないのかという御質問でございますが。

次期学習指導要領については2月14日に文部科学省から改正案が公表され、小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度から適用することになっています。この次期学習指導要領では、小学校におけるプログラミング教育が実施されることとなっており、ICT教育についてもさらに推進することが求められています。

そこで、本町のICT教育の現状でございますが、授業でのICT活用、情報教育の充実、校務の情報化などに係るさまざまな取り組みを行っており、情報活用能力の向上にあわせて児童生徒同士が教え合い、学び合う共同学習を推進し、学力の向上を図っているところです。

ハード面の状況ですが、各小中学校にパソコン教室用として合計155台、普通教室用とし

てタブレット端末42台、電子黒板デジタルテレビを78台配備しており、1学校平均しますと、パソコン38台、タブレット端末10台、電子黒板デジタルテレビが各教室1台となります。

一方、国の指針によりますと、1学校当たり、コンピューター室に40台、普通教室に各1台、特別支援教室に6台、タブレット端末40台、電子黒板を各教室1台となっており、本町の場合、指針に対し、タブレット端末の配置が満たしていないという状況でございます。

また、ソフト面での状況ですが、本町のICT教育を推進するに当たり、各小中学校にICT担当教諭を定め、波佐見町校務IT推進委員会を設置しており、当委員会において、ICT教育や授業の進め方の確認、研究、検討を行い、各学校において各教諭に指導を行っています。

一方、プログラミング教育について、中学校では技術科の授業において基礎的な部分を学んでいますが、小学校においては、学習支援ソフトを用いてパソコンの基本的な操作方法を学ぶ内容となっており、小学校においては、プログラミング教育は現時点で実施しておりません。

さて、議員御質問の民間企業のサポートによるICT教育に向けた積極的な対応を行っていく用意はないかについてですが、ICT教育はICTが有する映像、動画配信、音声朗読等の機能を教職員が活用することにより学習内容をわかりやすく進めるとともに、情報化社会における児童生徒の情報活用能力の習得を行うものであり、技術進歩が目覚ましいICT環境においては民間企業のサポートも良好な手段と考えています。

議員御説の武雄市においては、民間企業が開発した教材によるプログラミング教育やタブレット端末を利用した武雄式反転学習などが実施されており、積極的な取り組みが目立っています。

本町においてもICT教育の重要性は十分認識しており、今年度においては電子黒板と連携する校務用タブレット20台と、そのタブレット用のデジタル教科書を導入し、円滑なICT事業の推進を行っているところです。また、本年1月に町内のNPO法人からプログラミング教育について具体的な提案をお受けしており、研究を開始しておりますが、次期学習指導要領について未確定な部分もあることから、現時点で具体的な着手には至っておりません。

次に、ICTに精通した外部講師を導入する用意はないかとの御質問ですが、前に述べましたように、現時点で各小中学校にはICTに精通した教諭がおり、ICT教育についても円滑に行われているとの認識を持っております。一方、技術革新が激しい分野でもあり、

県下においては民間出身者を募り、教諭へ指導やICT授業に対する助言等を行うICT支援員を配置している自治体もございますので、今後これらの取り組み状況等を調査し、先ほど申しあげました波佐見町校務IT推進委員会や総合学習における外部講師による教諭への指導、支援も含め、本町の実情に応じた取り組みを研究したいと思っております。

議員御説のとおり、次期学習指導要領ではますますICT教育の重要性が増すこととなっております。ICT教育は教師の指導力向上と、機器、ソフトウェアの整備が両輪となっていくことが重要でありますので、次期学習指導要領内容を確認しながら、NPOを含む民間企業等との連携も視野に入れ、タブレット端末を含む機器類の計画的な整備と指導体制の確立を研究したいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

まず、交流人口から、定住人口拡大政策について、1項目めの回答について再質問をいたします。

まず、町長が回答いただいたとおり、基本的に町の主催の行事に関しては、昔は行政の方がメインになってやられる。それ以外の行事、町以外の主催の行事に関しては個々人の判断で行っていただくということは私も十分理解しております。ただ、現実的に波佐見に関して他町から来た方が御指摘されるのは、イベントが結構多いという御指摘があるのは執行部の方も理解いただいている部分かと思っております。

例えば、地域で各連合班ですとか自治会単位で行われている行事も多々ございます。あとはスポーツですとか文化的なイベント、そういう部分でやられている部分というのもあります。あとは町全体ですね。体育協会とかいろんな形でやられているイベントというのが多々ございます。

そういうイベントは、始まる時はいろいろな調整をされて行われていると思うのですが、前回の議会でもよく話題になった、炎まつりに関しても、時間が経過していろいろな問題が生じているという、一つの事実が判明しています。ほかのイベントに関しても、長く行われている部分に関しては、こういう、今たくさんイベントが増えている状況ですね。そういう部分を考慮して、その日程調整ですとか、人員の負担配置とか、その部分が十分にできているものも多々あると思うのですが、できていない部分も増えてきているというのが現状かと思っております。

そういう部分を、やはりしっかり、今こういうイベントが、こういう自治会ですとか、その主催団体を問わず、こういうイベントがあって、町としてはこういうイベントがあります。まず整理をしていただいて、実際どれぐらいの人たちがそのイベントにかかわっていて、どれぐらいの負担が生じていて、例えばコストがどれぐらいかかっているのかという部分を、ある程度、一度整理した上で、もし、例えば3月のある時期にイベントが余りにも重なっているんだったらほかの時期にずらせないかという検討をそろそろしてもいいタイミングなんじゃないかなというふうに感じています。

それを、当然、主催団体ににかかわらずやっていく。例えば、その自治会の方、各主催団体の方とか、ばらばらにやっていくと切りがないと思うので、そこはイニシアティブは町としてぜひとっていただいた上で、一度、どういうイベントが実際行われているのかという部分を整備していただくことから、お互いのイベントがさらに発展するような機会をつくっていただくことはひとつ検討していただけないのかなというふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

議員御指摘のように、非常に町内のイベント、たくさんあり過ぎる思いをいたしております。基本的には、やはり行政のほうといたしましては、もう一つ起こす前に一つやめなさいよと。一つをするのだったら一つをやめるようにして、増やさないような形に持っていかならん。やはりそういうことも、また民間のほうでも、やはり観光協会とか振興会、そういうところでやっぱり活況を促すためのことということでやっていらっしゃいますので、それは我々とすれば、主権はないんですけども、やっぱりそういうことで、お互いに負担のかからないようにやっていこうと。事務局との連絡調整をして、ちょっと減らしたほうが良いなというような感じをいたしております。

だから、どれを減らすかという、ある程度合意形成をとって進めていきたいと。職員のほうとも、やはり事業の皆さんとも話をして、そしてできるだけ、ちょっと偏ったところもあるわけですね。年に何回も出ている、積極的にしていらっしゃる方もいらっしゃるし。だけんが、ある面では上限を決めて、そして、できるだけ平均のバランスをとっていこうと。しかし、家庭的にいろんな事情がありますので、そういう方々には絶対無理をさせないような。みんなが気持ちよく協力をしていただく、そういう状況をつくっていききたいと

いうふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。あと、もう1点、気になっているというか、いろんなイベントに参加させていただいて思うのが、やっぱり、今、町長もおっしゃったんですけど、実際に運営されている方というか、募集されている方とか、実際そのイベントの実行部隊になっておられている方が偏ってしまっている部分は結構見受けられるのですね。

例えば、先日行われた史談会の講演で、史談会にかかわられている方自体が非常に高齢化されています。各構成メンバーの方は非常に熱心にこの取り組みを推し進めていきたいという思いで運営をされているのですけれども、現実的になかなか新しい方が来られないという思いを持たれている方も、例えば史談会の例を一つ挙げますけれども、そういうケースも多々あるように伺います。ほかにも、例えば焼き物に関する部分で何か伝承していきたいという形で思っているとしても、なかなかイベントに参加していただけないので、次につなげていく人を見つけるのが難しいとか、そういう部分で情報発信自体、できていられない団体も結構多いんじゃないかなというふうに感じます。

そこを、せめてサポートを役場としてやっていただいて、自治会ではこういうイベントがあつてますよと。その所管が例えば教育委員会でやられているのだったら、教育委員会で何かペーパーを出されるときにひとつ御紹介いただくとか、何かそういうきっかけをつくっていただいて、いろんなイベントが、ただその地域がやられていて盛り上がるだけじゃなくて、ほかの地域の方も関心を持っていただけるような、そういう取り組みはぜひともやっていただきたいなというふうに考えています。

もう一つ、その次の質問に関連するのですけれども、先ほども町長もおっしゃったように、観光協会ですとか振興会とかいう形でイベントとか、そういう部分で全面にやっていただいている部分が非常に多くて、今後、答弁でも言われたように、法人化ですとか、日本版DMOの一つの構成団体としてそういう部分を検討されていくという部分も視野に入れられていると思うのですけれども、やはりそういう部分で鑑みますと、専門的な人材がどうしても必要になってくるんじゃないかというふうに感じます。

例えば、事務的に、繁忙期だから対応できればいいという形で臨時職員の方を入れられるという部分は、補助金ですとか財政面で何とかかなると思うのですけれども、専門的なスタッフ

を入れようとする、最初の投資ですとか、あとは、そういう取り組みをされているのに、実際にその行政としてスタンドプレーというか、やられている、実際に入られてきた人が町全体を変えていくんだという意識を持たれていても、実際にその人たちのことを全然聞いていただける環境になれば、そうやって入ってくる人も限られてくると思いますので。

そういう部分は検討していただく中で、ぜひ、町としても積極的に、「来なっせ100万人」を到達したいのであれば、さらに積極的に交流人口を増やしていきたいという何かスローガンを掲げていただいた上で、ぜひともそういう部分、DMOの検討ですとか、具体的なものを進めていっていただきたいと思うんですけども。

今現状として「来なっせ100万人」以降に、何か具体的なスローガンというか、そういうものを考えてはもらっちゃらないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

「来なっせ100万人」を平成28年1月から12月までの統計がこのほどちょっと出ました。ちょっとこの場をかりて言わせていただきますと、97万3,291人の観光客が平成28年中に訪れています。

そういう中で、ある程度「来なっせ100万人」を達成する状況にありますので、次のスローガンということですが、そういう話もいろいろ観光会議だったり、焼き物の事務局会議の中でもいろいろ話が出ているところで、ただ、これは、ただしと言いますが、簡単にポンて言うだけでいいものか。また、それをいろんな方の意見を聞きながら、そういうのが自然と波佐見町でこういうことをやればいいんじゃないかというのが出てくるべきであって、例えばトップがポンて言うのも一つの手ですけども、そういった雰囲気醸成の中からそういう言葉が生まれてくることを、また協議、検討していきたいと思っていますので、今の時点ではまだ何もないというのがちょっと現状であります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

次、3番目なんですけども、ハローワークの件なんですけども、今、答弁の中であつたとおり、具体的に町としてそういう職業紹介ですとか、取り組みを行っていただくということは考えられていないということだったので、現状として、求人、要するに働きたい人が職を探すという環境は、インターネットの整備とか、いろんな部分でクリアできる部

分は多々あるかなと思うんですけども、逆に今度は人を採用する過程で非常に困られるのではないかなという部分を感じていまして。

例えば、先日は昭和金属工業さんが大規模に採用されるということで、当然誘致いただいた立場上、町としてもバックアップ、説明会ですね、方法等をバックアップされているのですけれども。そのタイミングで、ほかにも民間企業さん、小さな企業さんも含め、大きな企業さんも含め、広告、ビラとか、新聞のビラとかに多々入っていました。

そういう部分で、応募をしてもなかなか、身の回りの人もそうですけど、例えば、新聞のビラを見てみますと、佐世保市内の企業が求人を出されているのがかなり多いんですね。そういう部分は応募する人には目につきやすいんです。毎週のように入っているのです。たまたま波佐見の企業さんがビラを入れられていても、例えば、月に1回ですとか、限られてしまうわけですね。コストの面も含めて。

そういう部分で、採用される企業さんにとって、例えば、大村にいらっしゃる方も当然多々いらっしゃると思うんですけど、佐世保で仕事を探される、佐世保のハローワークとかですね、探される方にとっては、目に見えないわけですね。そういう企業が波佐見にあるということは知られないままで応募されてしまうという環境はどうしても生じると思うんですね。例えば、とにかく自分の持っているスキルで早く仕事につきたいという方は、佐世保のハローワークで見つかれば、もうそれで大村にわざわざ行かないわけですよ。

今、求人が多い状況ですので、目にとまりにくいというケースは非常に多くなっているのが現実だと思うんですね。そういう意味をサポートする面でも、波佐見の役場ですとか、別にそれは商工会さんでも構わないんですけども、何か応募がこういうところであっていますよというのを、そのハローワークの情報だけじゃなくても簡易的にやっていただくことはできないかというのが私の質問の趣旨です。

なぜそういうことを御質問させていただいたかというのと、職業安定法、雇用対策法が改正、28年の8月に改正されていまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を進めるための関連法律の整備に関する法律が制定されていまして、ハローワークの一部の業務を、例えばその町のその課の中で何か担当するというのもある程度規制緩和をされる法律が改正されています。その結果、例えば市役所の中にハローワークのサテライトオフィスをつくられるケースとか、いろんなケースが増えつつあります。

そういう部分を活用、研究していただいて、別に波佐見町1町でやられなくても構わない

と思うんですけども、例えば東彼商工会さんと連携されて、川棚町、東彼杵町含めてですね。川棚町にしても東彼杵町にしてもそうだと思うんですけど、近隣の市町村に働きに行く方が多い環境だと思うんですよ。実際に中にあられる企業さんにとっては、そういう、行ってほしくないのに、ほかに行かれないように何か策を求めてほしいと考えられている企業さんはあると思いますので、潜在的にはですね。そういう部分と連携して、何かそういう。

川棚町でも議会で否決されたんですけども、ハローワークですね。ハローワークのサブ版を川棚町でつくろうかという提案も検討もされていますので、ぜひその部分ももう少し検討していただけないかなというふうに考えているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員がおっしゃるとおり、平成28年8月に職業安定法が改正されております。それでいろいろな条件が緩和されているということで情報も入っております。以前はハローワークの情報を、データをもらって、それに必ず専任のスタッフを一人配置しないと、その情報の提供はできないとなっていたんですけど、必ずしも専任じゃなくても兼務でもいいという条件等もなっております。

今、県内でも、その情報だけ提供を受けている市町村はあるんですけども、実際その市役所なり役場なりで職業紹介、マッチングまでするようなところはまだちょっとないというところがありますので、役場にそういう施設があれば、住民の方は当然便利になることは確かですので、先ほど言われましたように、東彼商工会等とも話をして、波佐見町の人口規模ぐらいでちょっと町でというのはなかなか厳しいかと思っておりますので、そういった3町でもできないか、そういうあたりも研究したいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

次に4番目なんですけども、ファミリーサポートセンターは、例えば長崎県の中では、長崎市、佐世保市とか、時津町、長与町なんか開設されていますので、ぜひ東彼地区でも具体的に検討を進めていただきたいなという部分はあります。あとは、そこはあくまでも育児援助を受けたい方と支援していただきたい側が会員となって相互援助を仲介する役割ですので、具体的に何かサポートをしてくれる環境ではないですね。あくまでもその相互の支援したい方、されたい方をつなぐサポートの仕組みですので、そういう部分を具体的に進めてい

ただくのと。

一方で、例えば、ちょっと遠いんですけど、奈良県の広陵町という町だと、シルバー人材センターで一時預かりを請け負っておられる例があるんですね。例えば、波佐見町だと、こども園があいていない時間帯に何かそういうボランティアですとか、ある程度有償でも、自分たちが資格を持っているので何か手伝いをしたいという方がいらっしゃれば、そういう施設を一時的に活用いただけるような仕組みを何かつくれないかという部分もぜひ検討いただきたいなというふうに考えています。

というのが、例えば一番最初の交流人口の拡大にしてもそうなんですけども、実際サービス業が今後波佐見町でも増えていくんじゃないかなと思うんですね。飲食店もそうですし、いろんな外部からいらっしゃるということは、大体土日がメインになってくると思うんです。そういう部分で働かれる方というのは、基本的にお子さんを持たれている方は誰かに預けないと働けない環境なのですね。そういう部分のサポートをしてあげることによって、波佐見は土日を就業していてもちゃんと預かってくれる施設があるよ。だから住みなさいという提案も今後できていくと思うんですね。

そういう積極的な支援として、そういう受け入れ体制が整っていれば、さらに移住してくださいとアピールできる機会にもなると思いますので、当然、財政面とか、いろんな環境整備とか難しい面があるとは思いますが、施設として、日曜日はあいていない、土曜日でも決まった時間でしかあいていないという環境があるのであれば、それ以外の活用されていない時間を何らかの形で活用いただけるような仕組みをぜひ具体的に検討いただきたいと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの休日保育の件でございますけれども、現在は各保育園等で、平日だと月曜日から金曜日、あるいは土曜日にかけて一時預かり事業を行っておりますけれども、議員言われますように、日曜日とか祝日の一時預かり事業は行っていないような状況であります。園が休みになりますので、なかなかあけるということもちょっと難しい状況ではありますけれども。

シルバー人材センターの取り組みということで話がありましたけれども、今現在、県が進めておりますのが、町長が申しましたファミリーサポート事業でありまして、この事業につ

きましては、実施主体が市町が行うということになっております。市町が実施できない場合には、市町が委託した団体、または事業者でも可能ということでありまして、センターの設置は1カ所設置するというふうになっておりますけれども、必要な会員数、これが大体交付金の対象事業になっておりまして、交付金を受けるためには会員数で50人以上いなければならぬと。この50人以上というのは、預ける方、預けることを希望される方と、預かりたい方の合計で50名以上でございます。あと、アドバイザーの設置とか会則の制定、会員登録の条件とされているわけでございますけれども。

一番、どういったことがメリットかといいますと、時間帯の預かりで気軽に使いやすい。今の一時預かり事業では1日単位となっておりますので、この点、1時間単位で利用ができると。それから、対象年齢が小学生までと範囲が広がります。一時預かり事業も未就学児までという制限があります。それから、施設設備の基準がなく、実施の場所を問わない。原則としては、預かる人の自宅でやってくださいというふうなことでありまして、これは双方の相談で、どこでもよいというふうにはなっております。

預かる者の資格も、例えば保育士の資格を持った方とか、看護師の資格を持った方というような資格は要しないと。ただ、このファミリーサポートの専門研修、講習ですね。これを受講していただいて、修了された方というふうな要件がありますので、非常に町としても使いやすいのかなど。果たして町内で休日のニーズがどれくらいあるのかをまず調査しまして、できれば町単独でこの事業が実施できないかというふうに思っております。

このファミリーサポート事業の中では、病後児保育もできるというふうになっております。本町は病後児保育を受け入れる施設は持っておりません。川棚、東彼杵町はありましたけれども、本町のみそういった受け入れ施設がありませんでしたので、このファミリーサポート事業を進める中で、そういった病後児保育の事業もあわせてやっていければなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

あと、2項目めですね。インターネットの環境整備に関してなんですけれども、これを強く感じたのが、私が前回の一般質問でインターネットの役場のリニューアルの件を質問させていただいたのでございますけれども、その後、担当の職員さんから具体的にどういうサイトをイメージしたほうがいいですかということで御質問をいただいた件で非常に感じたのでござい

も。

例えば、行政のサービスを展開するのもそうなのですが、一般の民間企業さんでもそうなのですが、近隣に相談できる会社があれば、福岡とか長崎とか佐世保とか、遠くの業者さんにやりとりせず、実際に商売にならなくても簡単に聞ける環境ができる。ただ、ないと、何か具体的に仕事を頼む状況じゃないと、遠隔地に相談をしにくい環境というのはどうしても生じるので、少なくとも、小さな企業でも大きな企業でも構わないんですけど、インターネットを積極的に取り組まれている企業さんが波佐見に少ない数でもあれば、もう少しその可能性が広がるんじゃないかなという部分が質問の趣旨です。

当然、先ほど答弁の中にありましたとおり、空き家バンク、空き工場バンクを活用されて、インターネット企業を誘致される展開というのは進めていただいていると思うのですが、そういう部分も含めて、あとは、今、展開されているはかたdeはさみストアという事業もやられていますし、例えば前回ですと、去年ですと、ハッピータウン波佐見祭りというイベントが行われたのですが、実際にインターネットの例えばホームページとかをつくっていただいたり、そういう部分が、波佐見の中に企業さんがあれば、全てワンストップですね、波佐見のブランドとして売れると思うんですよね。そういう部分も含めて。そういう部分をつくっていく意思が役場にもちゃんとあるよという部分をメッセージ性として伝えていただくだけでも、この町はインターネットに取り組む、前向きに考えている町だなというふうに認識していただけたと思いますので、ぜひそこは今後検討していただきたいなと思います。

なぜそういう部分を使うかという、私、もともと波佐見に来る前は東京にいて、インターネットの関連の会社で勤めていたのですが、その会社の社長いわく、今の波佐見町のホームページを見たら、何だ、この10年前のサイトはという指摘だったので、そういう指摘だと、なかなかインターネット企業も来ないと思いますので、もう、がらっと変えて、新しい会社を呼んで、環境ですよというのを含めて検討いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

インターネット関連の誘致ということですが、波佐見町もWi-Fiの取り組みも積極的に行っているところで、決してインターネットの情報がおくれているというふうには

思っていないのですが、いろいろ情報発信もまだ下手なところが結構ありますので、そういうところをもっといろいろ協議しながらやっていきたいと思えますし、そういった業者の誘致も、なかなか私たちも詳しくありませんので、ぜひとも城後議員もそういったことは詳しいと思えますので、いろいろ紹介いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時30分より再開いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、こんにちは。

さきに通告していましたが、質問をさせていただきたいと思えます。早速質問に入ります。

1、産業廃棄物とリサイクルについて。

その中で最初の質問ですが、12月議会で一般質問の答弁によりますと、本町の主要産業であります窯業関係の事業所から出される廃棄物は、最終処分場を設けずにリサイクル化を推進し、廃棄物の最小限化を図る方針を示されています。現況はどのようになっているのか。また、廃棄物の全体量は把握されていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

次に、廃棄物の中でリサイクルできるものはリサイクル業者へ、その他のものは最終処分へということですが、リサイクル業者の育成をどのように進めていかれるのかをお尋ねします。

3番目に、現在リサイクル率はどの程度なのか。また、今後どの程度まで引き上げていく方針でられるのか、お尋ねします。

最後に、こうした方針と状況を業界関係者にどのように周知し、リサイクル化を実施して

いかれるのかをお尋ねします。

2番目に施政方針についてですが、窯業の振興について、窯業関係の事業所等は高齢化や人手不足が慢性化しております。その対策の一つとして、平成27年度から開始されました研修制度であります窯業人材育成事業では、28年度新たに3名の支援が行われております。

そこで、1、効果等をどのように分析されているのか。

2、今後の施策としてこの方法のままでよいと考えておられるのか。ほかに考えられないかをお尋ねしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

1、産業廃棄物とリサイクルについて。

1、12月議会で一般質問の答弁によると、本町の主産業である窯業関係の事業所から出される廃棄物は、最終処分場を設けずにリサイクル化を推進し、廃棄物の最小限化を図る方針を示されている。現況はどのようになっているのか。また、廃棄物の全体量は把握されているかという御質問ですが。

12月議会で答弁したとおり、今後の町の陶磁器産業廃棄物処分場設置に対する基本姿勢としては、町による最終処分場の設置は行わず、可能な限りリサイクル化を推進し、廃棄物の最小限化を図るという姿勢であります。そもそも、この産業廃棄物の処理は排出事業者が最終処分終了まで適正処理の責任があると法律で義務づけられています。

このように排出責任が厳格化されている中、現況としましては、主に町内に2社ある陶磁器産業廃棄物処理事業者において回収処分が行われていて、一つの会社ではリサイクルは行わず、最終処分の方法をとられており、もう一つの事業者はリサイクル、最終処分の両方の処理体系で実施されています。これまでこの双方の処理体系で何とか回っていた状況から、特にリサイクルを強く推進しておらず、市場任せの状況が続いていました。排出者においてもリサイクルの意識はそう高くなく、より有利に処分できる方法をとられていたと推測します。なお、町内で排出される廃石膏の量は、供給される現在量の数量から勘案しまして、年間約740トンと推察されます。

廃棄物の中でリサイクルできるものはリサイクル業者へ、その他のものは最終処分へとい

うことであるが、リサイクル業者の育成をどのように進めていくのか。廃棄物の中でも特にリサイクルに適している廃石膏については、水分量やカビ、汚れ等、石膏の品質が重要視されます。一口にリサイクルといっても、セメントの原料や地盤改良剤、藻場基盤材、建設資材、肥料、白線のラインとさまざまなリサイクル品が研究されています。リサイクルするための事業計画や研究開発について県窯業技術センターや産業振興財団等が支援を行っており、波佐見町としてはリサイクル品が集まるようなルールづくり、業界の意識改革等のための啓発啓蒙等を業界と一緒に取組み、産地一体となって育成していきたいと考えております。

現在リサイクル率はどの程度か。また、今後どの程度まで引き上げていく方針かという御質問ですが。

リサイクル可能な廃石膏とセルベン、陶磁器くずのリサイクルを行っている事業所の年間の陶磁器産業廃棄物全体の処理量が約400トンであり、そのうち廃石膏のリサイクルが140トン、セルベンが30トンであります。よって、その事業所だけで考えますと42.5%のリサイクル率となりますが、廃石膏だけで考えますと、町全体の排出推定量740トンに対して140トンですので、18.9%という状況です。今後においても具体的数値目標まで設定していませんが、県が産業廃棄物全体でのリサイクル目標値を50%と設定していることから、それに近づけるよう啓発啓蒙をしていきたいと考えています。

次に、こうした方針と状況を業界関係者にどのように周知し、リサイクル化を実施していくのかと。

最終処分量を減らし、可能な限りリサイクルへ誘導するためには排出事業者の意識改革が必要なため、関係団体や県の窯業技術センター、産業振興財団等で事務局レベルの協議を始めており、先般、町内の陶磁器業界団体の代表者に対してリサイクル推進のための説明を行ったところです。今後とも波佐見焼振興会をはじめ、工業組合、商業組合、商工会などの関係機関と連携して、啓発啓蒙やリサイクルの具体的方策等の協議を重ね、少しずつ丁寧に周知を図っていきたいと思います。

次に、施政方針について。

2、窯業の振興について。窯業関係の事業者等は高齢化や人手不足が慢性化している。その対策の一つとして、平成27年度から開始された研修制度である窯業人材育成事業では、28年度新たに3名の支援が行われている。そこで効果等をどのように分析されているのか。

また、今後の施策としてこの方法のままでよいと考えるか、ほかに考えられないかという御質問ですが。

波佐見焼産地の、特に生地業等の下請事業所においては従事者の高齢化や後継者不足は深刻度を増す一方であり、早急な解消が望まれることから、平成27年度より県の支援も受けながら窯業人材育成事業を実施しているところであります。この事業では、産地において窯業に従事し、将来的には産地の中核となり得る人材に対し、技術習得を目的とした研修を実施することで、後継者の確保及び産業の活性化を図ることを目的としています。

効果等の分析とのことですが、育成においては、まずこの研修制度で産地に来る人材の確保ができたこと。また、1年間の研修の実施や研修後の生地関連事業所への就業と確実に前に進めることができたことは評価できると思います。しかしながら、実際に初めてこのような事業を実施して1年の研修だけでは、当然ながら完全な技術の習得は困難であり、最低でも四、五年は技術の習得までかかるということも改めて実感しているところであります。

受け入れ側の体制としても、生地組合を中心として、研修部長、副部長、鑄込み、機械ろくろ、圧力鑄込みのそれぞれの担当を配置し、アドバイス体制を確立し、研修時はもちろん、その後のフォローも実施しているところです。また、生地に従事する若い世代も刺激され、生地から発信する物づくりへの意欲が出てくるなど意識の変化が出てきているところです。

今後のあり方としては、まず3年目の29年度までは現行制度において実施し、29年度中に次のクールに向けて関係団体と制度の仕組みについて検証し、よりよい制度になるよう協議検討してまいりたいと考えています。

○議長（今井泰照君）

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

太田一彦議員の一般質問を続けます。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

これまで本町は官民一体となって波佐見焼の知名度アップ等に取り組み、町内外でのイ

ベント等の開催により、今日の波佐見焼の躍進を実感できるようになってまいりました。波佐見焼に携わる窯業関係の事業所各位の努力もさることながら、そこに長崎県、波佐見町、行政の絶大なる御支援があったからこそであります。特に補助金等、つまり経済面のみならず、人的にも町職員並びに関係者の方々がしっかりとフォローしていただいているからだご感謝いたします。

さて、町長におかれましては、さまざまな行事の御挨拶の中で、この状況に浮かれてはいけなないと。これからが本当に大事、本番であるとおっしゃいます。私も全く同感であります。こうしたことから、本日の質問は今後波佐見焼にとりまして非常に重要かつ緊急な課題であると捉えております。よい方向性が見出せるような議論、時間になることを祈念いたしまして、再質問をしてまいりたいと思っております。

さて、この廃棄物問題につきましては、平成元年から平成11年3月まで、金屋郷桑ノ木地区の処理場に埋め立てをしておりました。平成11年3月末で閉鎖ということになり、平成11年4月から陶磁器産業廃棄物がリサイクル化されますということで、町のほうからも研究され、広報誌にも載った次第であります。その中で、業界としても分別をし、それぞれのリサイクル化を目指したわけですね。陶磁器くず、素焼きくず、石膏くず、その他の分類を分けるよいうという指示がありながら、御指導がありながら、研究もされながらいたのですが、残念ながらそのときにリサイクルだけで、分別だけではなくて、ある箱を設けて何でもいいですよという業者があらわれたために、平成11年4月からことしまで、その部分がなかなか進まなかったというのがあります。

それは一つには、要はその廃棄物に対する料金がリサイクルする場合はちょっと高くなると。その容器を設けたところは安い価格でいいということでそちらのほうに流れていったわけですけども。

まず、先ほどは廃石膏の量が出てきたのですが、要は陶磁器くず、本焼成くずですね。それから素焼きくず、その他のくず、そういう部分の全体量は把握されているのかどうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今現在、リサイクルに向けての協議をやっているところですけども、これについては廃石膏の分のみをリサイクルするという目的でやっているものですから、全体の数量としては今

のところつかんでおりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

恐らくこれはリサイクル化を本当に進めていけば、業界も同時にそれに協力していれば、全体の量はその都度把握できたんですね。マニフェストの中に書いてあるはずですから、マニフェストの量を足していけばその量が出てきたはずなんですけど、残念ながら、要はリサイクル化のほうにほとんどの業者がやっていなかったというのが大きな問題だと思います。

ですけども、今後そういうことを少しずつつかみながらやっていかないといけないと思うんですけども、そのやっていく方法については今のところどのような方法を考えていらっしゃるのかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほどの町長からの答弁にもありましたように、まず、ここを押さえていただきたいのは、基本的には排出者責任のもとで適正処理をしなければならないというのは大前提ということで、それを押さえておいた上でですね。ただ、そう言いながらも、リサイクルの推進をやっていかないといけないということで、関係団体と今事務局レベルでの協議を行っているという段階でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そうですね。それで、要は最終処分場に埋め立てられている業者と、リサイクル化を目指している業者が町内にはあると。それ以外に当局でつかんでいらっしゃる業者さんというのはどれぐらいいらっしゃるかと把握されていますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

ほかには、例えば素焼きのくずを処分する業者も近隣にいらっしゃるというのは聞いていますけれども、具体的にはどこことというのははっきりわかっておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういう部分で、いろんなことがちょっとわからないところがいっぱいあるんですけども、

要は窯業関係者の方にも説明する場合に、はっきりとこういうふうにしてくださいというのが示せたほうがいいと思うんですね。もちろん、先ほどの大前提は排出者責任ということ踏まえながらですよ。それについては、やっぱりリサイクル業者なり産業廃棄物業者なりがしっかりしておいてもらわないと困るというのがあります。

さきの産業厚生委員会の調査の中で出てまいりました、リサイクル、今、その廃石膏リサイクル共同研究開発実証試験プロジェクトがありますね。その中でも出口が幾つかあると今されています。例えば小型藻場基盤材に使われているとか。これが大体7種類ぐらい今あるわけですけど、今、答弁の中では廃石膏の部分だけ言われているんですが、現実的に今リサイクルできるようなものというのは、その出口はここ七つぐらいあるわけですけども、実際に動かそうなものどれぐらいあるのかですね。

というのが、これは廃棄物、廃棄物と言っていますけれども、リサイクルできればリサイクルの原材料になるわけですね。埋め立ててしまえばただの産業廃棄物。ところが、リサイクル品になればリサイクル品の、リサイクルの要するに原料となるわけで、全然意味合いが変わってきます。やっぱりリサイクル化に進んでいる町、あるいはリサイクル化を進めている波佐見焼というような形になっていければ、また非常にいいイメージアップにもつながりますし、そういうことを目指すべきだと思いますが。

現在、私が聞いている範囲というか、この前の産業厚生委員会の中での出口としては七つぐらいあるというふうにお聞きしておりますが、現実的にそのリサイクルできる分野というのはどれぐらいなのかですね。今、その事務局の話し合いの中でも結構ですし、これやったらやっていけそうだなというのがどの程度あるのかですね。その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど議員がおっしゃったように、七つぐらいのそういったリサイクルの研究がなされておまして、一番有効なものについては、セメントの原料になる部分が一番有望なリサイクルの出口の部分であります。また、いろいろ、地盤改良凝固剤とか、建設資材とかあるんですけども、ちょっと数量が安定しないというか、需要と供給のバランスがなかなかとれてこないという部分もありますので、一応、今、有効というのがセメント原料。あとは藻場の基盤材についてはまだ研究の段階で、即実用化というまではまだ至っていないという状況です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今、セメント原料ということで、今使われている。これは廃石膏のことだと思いますが、今、廃石膏をリサイクルするために問題点となるものはどういうものなのか、どういう分析をされているのかを教えてください。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、搬出するためのコストがかかるというのが一番の問題だと思っております。特に廃石膏の場合は、その石膏を管理しているのは、メーカーというより生地屋さんが多いわけですが、その高齡化によってなかなか機動力を持って排出することが困難なところもあるし、あと、それをごみと見ますか、廃棄物と見るか、リサイクルの資材と見るかによって、その意識の違いによるのですけれども、やっぱり石膏の場合はある程度きれいであればならない。カビが入っていたり、水分量が多かったりとかした場合はなかなかリサイクルに向かないという問題もございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

廃石膏の場合は、恐らく雨ざらしになったりとか、その場所の問題とかも結構あると思うんですけども、私が聞いている範囲では、このセメントに使う場合の廃石膏というのは、条件さえ整えれば幾らでもいいと言われてはいるんですけど、ある程度の大きさに砕かないといけないという問題と、運賃ですね。これが一番ネックだと言われてはいますが。もちろん安定的にその排出をしないといけない。逆に言ったら、廃石膏を出さないといけないという問題があるので、これからそんなに簡単に安定的に出るのかなという問題もありますよね、同時にですね。そういうことは一番この石膏の場合には言えるのではないかなと思います。

いろいろな難しい問題があると思うんですけども、いずれにしましても、分別と、こういうことがあるということ認識してもらうための、まず啓蒙活動といいますか、周知というのが非常に大事になると思います。要するに、平成11年4月から、そのときにはある程度そういうことを発信していたと思うのですが、皆さんもほぼ忘れていらっしゃるといいますか、ちょっとないような状態、そういうことがないような状態になっている方がほとんどだと思いますので、その辺のところの周知の仕方というのをしっかりとやっていただきたい。

それと、最近、この2回ほど、廃石膏を集めて処分されました。もう1回あるんじゃないかと期待されている方が大勢いるということを聞いております。それで、また、その廃石膏を自分のところにためて、それをまた県が処理してくれると思っていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけども、またそういうことがあるのかどうかですね。その辺のところの答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今回リサイクルを推進する中でそういう話もちらほら耳にすることがあるんですけども、県や窯業技術センターとも話をしているんですけども、今後そのような、これは最初に断っておきたいんですけども、県が処分したんじゃなくて、県はあくまで研究開発のための資材として集めたということは置いておいてください。それで、そのようなことは今後はもう一切ないということで県からも聞いております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

言うように、最終責任は生産者にあるということをもっともっと自覚をしていただきたい。そして行政が周知をするということは、なかなか文書でやるだけで、それよりもやっぱり核となる団体の方々が、やはりこのことについて、今は直面していないけども、直面している、もう先には、何年か先には大きく廃棄するのにコストがかかると思う。商品単価に上乗せせんといかない。そうすると、せっかく売れているものが売れなくなると。これをやっぱり自分たちの問題として、やはりどういうふうにすればいいのか。分別は、型の分別があります。リサイクル。それから素焼きの部分、これもリサイクルできないか。その研究のところは、やっぱりある面では技術センターを中心として、我々もお手伝いを、行政としてやることはもう大いにやっていきたいと。しかし、もう、ちょっと分野が、このことについて、やっぱり廃棄物って、今度は焼成品の不良品ですたいね。そういうことの最終廃棄物はどうするかとか。

この三つに分けて、やっぱりプロジェクトチームでもつくっていただいて、そして、やっぱりそういう現場の人たちの本当の具体的なアクションができて、そういう面で、これは町の行政にこういうデータをとってもらおうとか、こういうことをこうしてもらおうとかとかという、何かそういうことのやっぱりせんば、何か依存しているというような形で何とかなる

だろうと。もうありませんよと。だから、そういう意識をやっぱり持つてもらって、そして行政がやるべきことと、そして業界がやるべきことと、一緒になってやることをきちんと整理整頓をせないかんじゃないかなと。今の石膏と、素焼きくずと、それから焼けたものの廃棄物、こういうとに三つぐらいに分けて取り組んで。取り組む中で、またいろいろな知恵と情報が出てくるんじゃないか。我々としてもいろんな、県とか、そういう我々が調査をするようなことがあれば、どんどんこういうことの手データを出してほしいとか、調査をしてほしいとかというようなことは、お互いにそういうことをせんと、何かこっちがこう全部やって、今度はなぜできんやったかと、こう言われるようなそういう感じがいたしておりますので、それはもうぜひ今のうちからお互いにするということと。

はっきり言えば、もう安易に捨てやすいところに捨ててきたことよりも、やっぱり今のうちからその三つをきちっと分けるという、そういう意識をそれぞれの生産者、排出者に持っていくと、やっぱり現場の、そういう業界の実際の方々の、ある面では組合員と組合員じゃない方ともいらっしゃいますし、ある面では組合員の方々がもうほとんど主導的でリーダー的な方ばかりですから、その方々に一応模範的にやっていただく。そしたら、みんなもやっていこうと。そしたら、ここまでできるんだったら、こういう使い方がある、こういう捨て方があるんじゃないかなという。

我々もそのことについては十分関心を持って、意識をして、行政としてできることは精いっぱいやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私も組合員なので、その工業組合のほうでは勉強会等を始めております。ただ、本当にこればかりは皆さんの分別の仕方とか、あるいはいろんな考え方とかが混在していますので、今整理をしていかないといけない段階ですね。そこの辺のところ、ぜひ行政側のそういう力をかしていただきながらやっていきたいなと思っています。

そこで、要は産業廃棄物業者とリサイクル業者の育成といいますか、この人たちがしっかりしているかどうかというのが非常に問題になってくるんじゃないかなと思っています。要は、分けるのはいいんだけど、どこに出せばいい。ここに出しておったら大丈夫なのかというところをしっかりとしてほしいという意見も聞かれるわけですね。私も、いや、分けといて、私はこの業者にやっていますよと言うんですけど、じゃあ、そこの業者さん、大丈夫なの

という話になったときに、若干ちょっと今のところ不安なところもあつたりもするものですか、そのところはぜひ支援をしていただきたいなと思うんですが。

まず、今回、産業厚生委員会でも視察に参りました産業廃棄物業者とリサイクル業者の、これは要望してはいたけども、月1回、ちょっと訪問していただきながら、しっかりとしたその業務を行っているかどうか。それをできれば写真をとって、しっかりと町のほうでそれは管理をしていただきたいなと思うんですけども、ちょっと担当課の方から、今どういう状況なのかをご説明いただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、リサイクルを行われている事業者については、先日の産業厚生委員会の中でも視察しましたけれども、今、あのとときの状況よりはるかに置いてある、ストックしてある廃石膏の量も減少しております。機械で小さくリサイクルできる大きさまで砕いて、それをしっかりとしたリサイクルに回せるように少しずつ回り始めているのは確かでございます。ただ、まだ、そういった設備の面だったり、経営の面だったりというところがなかなか弱いところもありますので、産業振興財団等もそういった支援を行っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

最終処分場の業者さんにつきましては、前回の産業厚生委員会の折にも皆さんから御指摘がありまして、やはり定期的にといいますか、いつと決めないで、抜き打ち的にでもちょっといかないと、業者さんの体制というのも変わらないだろうというふうなことから、内部でも話をしまして、毎月1回、必ず現地に行って調査をします。写真におさめて現状をこっちに報告してもらうようにしております、きのう、行ってきたばかりです。その段階で、前回の訪問時と比べてごみの量がどのくらい減ったのかというのはちょっと報告を受けておりませんが、今後、定期的に調査に行くつもりでおります。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そういう最終処分場業者の方、リサイクル業者の方、訪問することが大事だと思います。それをすることで、地元の住民の方にもしっかりとした報告もできるし、地元の人たちも安心するんじゃないかなと私は思うので、ぜひこれは続けていただきたいなと。そして、定期

的に議会のほうにも報告をお願いしたいと思います。

さて、このリサイクルというのは本当に難しいと思いますけれども、やはり波佐見焼が他産地に比べて元気な町だと言われていて、波佐見焼がこれだけ有名になってきています。この流れをとめることなく、むしろ、これをうまく活用して、リサイクル化に取り組んでいる町と、リサイクル化に取り組んでいる焼き物の町ということで、しっかり取り組んでいてもらいたいと思っています。

大体以上なんですけど、実際、先ほど町長も言われましたけど、大体これぐらいに分けたらいいんじゃないかと。私、大体、リサイクル率というのは、全体からいったら、本来なら90%ぐらいはできていると思っています。もっとできるかもしれないと思っています。ただし、本当にリサイクル業として成り立っていけるかどうかというのは非常にこれは難しい問題がありまして、これは全ての廃棄物に対し言えることなんですけど、そういう意味では、そういうところには行政の支援は必要になってくると思っています。そのところはいかがお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

リサイクルをするためにはいろいろな設備投資とかも必要になってくるわけでありまして、いろんな補助金を活用しての取り組みも考えていかないといけないと思っています。そういう中で、支援できる部分については支援も検討していかねばならないと思っているし、そのイニシャルコストについては、そういったふうにならなければならないのかなというのは研究したいと思っていますが、事、ランニングコスト的なものになると、なかなか行政もちょっと慎重にならざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

先ほど言いました実証試験プロジェクトチームといいますか、共同研究体制をとられている県内企業2社、窯業技術センター、それから長崎大学、佐賀大学、西日本工業大学、それから産業振興財団が一緒になってやられていると思うんですけども、そういう部分ももっと進むように。そして、また業界のほうにもそういう指導なり、協力なりをできるような形をいち早くつくってもらいたいと思います。大体具体的にその部分って実際に見える形で進んでいるのかどうかですね。事務局としてどう捉えていらっしゃるのか、教えていた

だきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

県の窯業技術センターや産業振興財団ともほぼ毎週のように役場とは協議をやっているところであります。また、業界とも、特に工業組合とは事務局レベルで話をしているところですね。ただ、このリサイクルを確立していくためには少し時間がかかるということで、1年ぐらいはしっかりかかるんじゃないかというふうに思っております。そして、もう少ししたら、もうちょっと具体的にお話できることも出てくるんじゃないかということで思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今のところ、私が思うには、まず分別をしっかりして、リサイクルが進んでいる部分はそれをしっかり集められるような形をとっていただくと。これを、先ほど答弁にもありましたように、少しずつ丁寧にやっていくということがもう必要だと思いますので、しっかり取り組んでやっていただきたいと思います。

次に参ります。次に、この人材確保事業の問題なんですが、今のやり方が非常に、先ほど、町長の答弁でもありましたように、四、五年ぐらいは従事しないと、ちょっと仕事にならないのかなというところがございます。今のやり方が、3名だったら3業者の方ですよ。要は三つの生地屋さんに配分されるといいますか、そういう形の方法なんですけど。昨年度から始まったばかりなので、すぐにどうのこうのというのは難しいのでしょうか、何か今のやり方は全体には広がっていないというイメージがあるのですね。その業者さんしか知らない。その人たちから聞きたいなところがあって、なかなかやっぱり難しいところがあるんですが。

実は今、生地屋さんだけではなくて、いろいろなこの分業体制の中で、それぞれが人手不足になっています。窯業界ですね。もう、それこそ天草の陶石場から、こちら型屋さん、生地屋さん、土屋さんですね。それから窯元、上絵屋さん、商社さんも含めてでしょう。恐らくそういう形で人手不足ということ、それから高齢化というのはそれぞれに進んでいます。

実はそういう中でも、この波佐見焼の知名度アップによって、他県だったりとか、結構遠いところから焼き物をやりたいという人はいらっしやったりするんですよ。そのときに最も

困ることが、まず住むところ。住宅手当です、はっきり言って。それが第一に困ることですね。それから仕事がしたいと言われますけど、その人が本当に仕事合うのかなというのはやってみてもらわないとわからないんですね。とりあえず仕事をまずしていただいて、本人さんがやりたい仕事ができるかどうかというのを確かめるのにすごく時間がかかる。これがさっきおっしゃったその四、五年かかるという部分につながります。

ので、私としてはこの辺のところをもっとカバーしていただく。あるいはもっと広く広げるために、いろいろな分野に、窯業関係に就職する方に対して住むところの手当みたいな形で、これが出せるかどうかは別ですよ。一人、例えば毎月3万ぐらいの補助を出していただいて、年間マックスを20人ぐらい。ただし、1事業所に一人だけと、1年間に雇い入れられるのはですね。その対象になる人がそういう感じのことをして、20人ぐらいの人を受け入れられる。実際20人入ってくるかどうかはわかりませんが、結構いろいろ聞くんですよ。仕事をしたいんだけど、その住むところの部分を含めて、そういう待遇でしばらく仕事してもらおうという形が非常に難しいという状況がございますので、例えばのものなんですけど、こういう形のものを考えられないか、検討していただけないかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、この窯業人材のそもそもの目的は、生地業が非常に後継者がいないということで始めたというのがきっかけであって、その部分には、当然、今回29年度までの制度についてはこだわっていかなければならないことだと思っております。そして、先ほどの研修とか、住居手当の話ですけども、これは本来企業がやるべき、住居手当というのは企業がやるべきものであって、そこに先ほど3万の20名と言われましたけども、ざっと計算しても600万以上かかるという計算でありますので、非常に厳しいものがあるんじゃないかなというふう考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

急に金額を言ったのであれなんですけど、現実的に非常に窯業関係は零細ですので、その部分の負担というのが実際大きいんですよ。例えば毎月、就業証明というのを企業側からいただいて、ちゃんとそこに就職しているかどうかというのを確認しながらやればいいと

思うんです。どうしても合わない方がいらっしゃるんですよ。もちろん焼き物が好きで就職しました。仕事をさせてくださいって来られるんですけど、途中でやめられる方、合わないと言われる方というのは結構多いんですね。そのネックになっているのはその部分というのが大きいと私は思います。その同業者の方たちに聞いても、今、非常に人手不足だということはあるんですけど、それと、入ってもらってもなかなか続かないというところがございます。そういうのを少し長い目で見れる部分の手当としてそういうものが考えられないか。これはもう検討していただきたいですよ、ぜひ。

今の事業は29年度まで、30年度までですかね、あると思いますけども、その次の部分になるかと思いますが、そういうものを含めながら、もう少し浅く広くじゃないですけど、していただきたい。それで就職していただければ、また定住にもつながる可能性も出てきます。連れ合いの方が見つかるかもしれないし。そういう形の一つの施策といいますか、窯業関係の人材不足を補うための一つの施策としてぜひ検討をしていただきたい、検討研究をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そういった住居手当、一番困っているところの手当については研究はしはしますけれども、まず、その前に、既存の厚生労働省あたりが出しているあらゆる助成金の種類がございます。従業員を新たに入れるときの場合の助成金だったり、従業員の処遇や環境を改善する助成金等もあらゆるメニューがございますので、まず、その既存のメニューを活用していただきながらやっていただきたいというのがまず1点で、それでもちょっと足りない部分については当然研究していかないと、地場産業の振興のために研究していかないといけないんじゃないかと思いますが、まず、こういった既存の制度も活用を視野に、事業者としてはその辺のアンテナを張るのが努めだと思っていますので、そういうところも研究していただきたいと思っています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そこは実は、結局仕事を、皆さん本当にそういう事務手続というのが非常に大変な状況になっていまして、ぜひ単純にシンプルに出せるようなもの。やっぱりそういうメニューはわかるんですけど、皆さん、事務手続が面倒だったり、どうしたらいいのかというのがわから

なくて煩雑になってしまうというのがあってですね。ですから、私、今こういう提案をしているのは、その各事業所が簡単にできて、でも簡単に証明もできて、多くの人たちを雇い入れるような形が、体制ができないかという提案をしています。これも、だから波佐見らしいそういうものがないかということです、そういう形で考えていただきたいと思えます。

そういうことで、今回は本当にこれから、町長の答弁でもありましたように、非常に大事なそのリサイクルの問題と、この人手不足の問題というのがございます。それをやはりどうやって解消していくか。あるいは緩めていくかといいますか、緩和していくかということだと思います。そういう形の中で、波佐見焼が産地として、今後さらに官民一体となってこういうことで取り組んでいっていただきたいなと思えます。

そして、本当に今すごくいい状況になっていると思えますし、私は、21世紀は波佐見焼の時代だと言えるような時代が来るんじゃないかと思っています。そういうふうに、次の人たちが自信と誇りを持ってこの波佐見焼を受け継いでいけるように、ぜひこの波佐見焼のリサイクルシステムの下地づくりと同時にこの人手不足解消策も研究検討をしていただきたいと思えます。

最後に答弁を伺って終わりたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、その廃石膏の問題にしても、後継者の問題についても、この今、波佐見焼の産業として非常に一番大きな今からの問題だと思っております。特に、出口の部分で波佐見焼がすごくブームになっております。もっとこういった陰に見えないところもしっかりやっているのが波佐見焼なんだというイメージアップも含めて、行政でできる支援はやっていきたいというふうに思っております。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時50分より再開いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。

私は、さきに通告しておりました3項目について質問をいたします。

初めに、役場庁舎建設について。

（1）平成27年10月に外部からなる庁舎建設委員会を設置され、昨年12月定例会の一般質問で4回開催されたとの答弁だったが、その後、委員会を開催されましたか。

（2）さきの一般質問で、庁舎建設については補助事業というのが全くないので、全てが町の持ち出しとの答弁であったが、国では地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債（仮称））が創設される。昭和56年の新耐震基準導入前に建設された耐震化が未実施の市町村の庁舎の建て替え事業等に対して、交付税措置のある有利な起債が導入できるとのことでございます。この件について、協議検討されたか。

次に、教育施設について。

歴史文化交流館（仮称）完成後は、舞相にある教育委員会の分室は移転するが、残された建物、土地はどうなるのか、質問いたします。

（2）歴史文化交流館（仮称）の総務文教委員会で説明を受け、その後、現地調査を行ったが、展示会などで町内外から多くの方が来館されると思うが、今、計画されている駐車場は大丈夫なのか。

次に、施政方針について。

（1）公共下水道は、事業着手してから20年が経過しており、工事後、道路がかなり傷んでいるところが出ているが、今後、道路整備計画はどうなっているのか。

（2）特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪徳商法や商品から消費者の安全と安心を確保するために、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のために啓発活動をなお一層強化することのことだが、今までの相談体制はどうだったのか。また、今後の取り組みと対策等について具体的に問う。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

1、役場庁舎建設について。平成27年10月に外部からなる庁舎建設委員会を設置され、昨年12月定例会一般質問では4回開催したとの答弁だったが、その後、委員会は開催されたのか。次に、国では地方財政措置が創設される。昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎建て替え事業等に対して、交付税措置のある有利な起債が導入できることとなっているが、この件について、協議検討されたのかというご質問ですが。

まず、庁舎建設検討委員会の開催についてであります。本年度は平成28年6月に1回開催しております。今後の町政運営にとって庁舎建設事業は非常に重要で大切な項目ではあることと認識しておりますが、扶助費など、増大化する義務的経費が及ぼす本町の財政状況や、地方創生策として実施すべき事業の展開、さらには現在進めております旧講堂補強修復事業や歴史文化交流館（仮称）の整備事業など多額の支出を要している現状を考慮すれば、早期の建て替え実施は難しいと判断しております。

そのためにも決算時における余剰金については、可能な限り庁舎建設基金への積み立てを考えているところであります。ただし、庁舎建設事業は、基本構想や基本計画など盤石のもとに順序立てて進めていく必要がありますので、その策定に向けた取り組みの一つとして検討委員会の開催を進めてまいります。

次に、庁舎建設に関する地方財政措置としての公共施設等適正管理推進事業についてのご質問ですが、これは国の平成29年度地方財政計画において、従来の公共施設等最適化事業としての公共施設の集約化、転用、除却事業のほかに、熊本地震の被災状況を踏まえて、耐震化が未実施の地方自治体本庁舎の建て替え事業や公共施設の長寿命化事業などをメニューに加えて、新たに公共施設等適正管理推進事業として設けられた事業であります。

議員お説のとおり、地方債の一部が交付税措置され、庁舎建替事業の対象年度は平成29年度から32年度までの4年間となっております。これについて検討協議されたかとの御質問ですが、財源として非常に興味のあるところではありますが、事業対象となるためのクリアすべき諸条件や制度そのものの詳細な通知があっておりませんので、十分な協議までは行っておりません。また、先ほども申しましたとおり、対象年度は平成29年度から32年度までの4年

間と、直近短期間では、今後の本町財政状況から建替え時期を考慮した場合、現時点の活用には厳しいものがあるかと思えます。

次に、施政方針について。公共下水道事業は事業着手してから20年が経過しており、工事後、道路がかなり傷んでいるところが出てきているが、今後、道路整備計画はどうなっているのかというご質問ですが。

町では川や海を汚濁から守り、生活環境を改善するため、公共下水道事業を進めてきました。平成9年の事業着手から20年になり、汚水管布設後の道路がかなり傷んでいるが、今後の道路整備計画はどうなっているかのご質問ですが。

汚水幹線の工事では、掘削深がかなりの深さであったことから、事業費軽減やコスト縮減から流用土の活用を基本として施工してきました。このようなことから、経年による圧による沈下や自然沈下等で路面に影響が出ている箇所もありますので、緊急的かつ交通安全上の措置が必要な場合には早急に対応してきました。ただ、町道全体の状況についてですが、昭和40年代から50年代にかけて舗装工事の大部分が施工されており、また大型車の交通量も年々増加し、路面が亀の子状態でクラック等が発生するなどから、振興実施計画に基づいた整備を進めているところであります。

何せ補修工事には補助となる事業がなかったことから町単独事業で進めてきましたが、なかなか進んでいないのが現状であります。町道は地域住民に直結した重要な生活基盤となっており、沿道環境の保全や安全性、快適性の向上などを図るため、限られた予算の中でまずは継続路線の早期完成や緊急性の高い路線を優先して計画しています。

次に、特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪徳商法や商品から消費者の安全と安心を確保するために、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動をなお一層強化することのことだが、今までの相談体制はどうだったのか。また、今後の取り組みと対策等について具体的に問うというご質問ですが。

全国における消費者相談件数は、2004年をピークに、2005年から減少傾向が続いていましたが、2013年度には10年ぶりに増加し、2014年度以降も上昇傾向にあります。

要因としては、高齢者層でも情報化が進み、情報通信に関連するトラブルが増加したことや、高齢者の相談が依然として多いこと等が上げられている。そこで、国ではどこに住んでも質の高い相談、救済を受けられる地域体制の整備を掲げ、消費生活相談員の導入や処遇改善、相談体制の質の向上、町内外連携の推進、消費者教育、啓発の推進等を重点課題と

位置づけて、市町村での取り組みの充実強化を求めています。

本町では、これまで専門相談員の配置は行わずに、商工振興課の職員が各種研修を重ねスキルアップを図るとともに、県の消費生活センターの専門相談員等と連携をとりながら相談業務に従事してきました。しかしながら、相談範囲が極めて広く、巧妙多様化する事案が増加しており、あらゆる法律や知識が必要なことや、また、クーリングオフなどスピードが求められる案件も多く、現行職員での兼務では限界があることから、今回、国の補助金を活用し、専門相談員の導入を図るものです。

今後の取り組みとしては、専門相談員のスキルアップのための研修や被害を未然に防ぐ目的から、啓発カレンダーの作成、配付、通話録音装置の導入、また多重債務等による理由からの生活再建を目指してのファイナンシャルプランナーによる相談業務など、国の補助金を最大限活用して、被害防止のための啓発啓蒙、被害に遭ってからの相談対応と、適正に行っていきたいと考えています。

教育施設については教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

堀池主男議員の御質問にお答えをいたします。

教育施設について。1、歴史文化交流館（仮称）の完成後は、舞相にある教育委員会分室は移転するが、残された建物、土地はどうするのかという、考えかというのが1つですが。そして、2番目が、歴史文化交流館（仮称）を総務文教委員会で説明を受け、その後現地調査を行った。展示会などで町内外から多くの方が来館されると思うが、今、計画されている駐車場は大丈夫なのかという御質問でございます。

現在、教育委員会分室は、波佐見町公民館として、昭和42年3月に建設され、延床面積は703.1平方メートル、約213坪となっています。また、敷地については、明治31年8月に上波佐見村役場用地として購入され、面積は1904.9平方メートル、約577坪であります。舞相交差点に隣接し、利便性の高い場所に位置しています。

教育委員会分室は、平成10年3月の波佐見町総合文化会館の開館に伴い、同年4月から文化財行政を担う施設として現在に至っており、本町の歴史文化の研究と保存等に重要な施設であります。築50年を迎え、これまで大規模な修繕を行っていないため、老朽化が激しく、今般、歴史文化交流館（仮称）として湯無田郷に移転することで計画しています。

さて、議員の、移転後の建物、土地はどうするのかとの御質問ですが、建物については、先ほど申し上げましたとおり老朽化が激しく危険であり、利活用するには耐震補強も必要であることから、現時点で解体することで検討しています。一方、敷地ですが、交差点に隣接し、旧村役場、公民館敷地として由緒ある土地でありますので、今後内部で検討会を立ち上げ、利活用について研究を開始したいと思います。

次に、歴史文化交流館（仮称）の駐車場についてですが、現在の計画では、正門前に普通車両として、身体障害者用を含め10台、バス駐車場1台を設置することとしています。また、複数の大型バスでの来館については、駐車場の一角に停車場を設け、その場所で下車、乗車を行い、バス自体は他の場所で待機することで計画しており、駐車場の規模は現計画で問題ないと認識しておりますが、議員お説のとおり、企画特別展時に来館者が集中した場合、不足することも想定されますが、まずは開館後の状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ただいま答弁いただきましたけれども、例えば再確認の意味でもう一回お尋ねしたいと思います。

先ほど、28年の6月にしたということで、その後はしていないということでございますけれども、やっぱり委員会は予算が指定されると思いますけれども、昨年度の、いや、今年度ですかね。28年度の予算がもう終わっておりますから、委員会ももうそれでストップしておるのじゃないかと思っておりますけれども、改めてするとなれば4月以降なのか、お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御質問のとおり、本来であれば、年度内に数回開きたかったところではございますけれども、残念ながら開催までは至っておりません。3月いっぱいにもう一回開催と、現段階では非常に厳しいと思っておりますので、新年度の4月以降に入ってから開催になるものと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先日の予算委員会の折に、委員が16名と、ちょっと私は聞こえたのですが、確認の意味で、

16人なのか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

そのとおり16名でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

前の一般質問の中では15名ということでしたので、産業振興団体や社会団体などの各種団体の代表者など8名ですね。知識経験者として、各界各層から4名、応募による3名の合計15名と前の一般質問では聞いておったのですけれども、1名増えたのはどういうことですかね。私の聞き間違えかな。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

基本となります委員会の構成15名ということにしておりますが、外部からの委員といえますか、大学からの講師をお招きして、外部委員といえますか、入っていただいて、16名で開催しているということもございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど町長はまだ通知が来ていないということでしたけれども、既に大村市は、もう新聞等で皆さんも御存じかと思えますけれども、するように決定したような、新聞に載っておりました。通知が来ていないということがどういうことかなと、今、私はちょっと不思議でならんとですけれども。

総務課長にお尋ねですけれども、これを持っておられる、来たと思えますけれどもね、消防庁の救急課、そこに今度の点について1、2、3とあるわけで、3が公共施設等適正管理推進事業債というのが、仮称があるわけですが、ここにいろいろ書いてあります。これは消防庁ですから総務課に来たのかなと思うんですけれども。その連絡先に、私は消防庁に電話して聞いたら、もう、こういう文書は配付しておりますよというようなことでしたので、総務課長、どんなですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今、御指摘がございました消防庁消防救急課からの事務連絡でございますけれども、これは確かに総務課が受けておりました、私たちのほうに回っております。これにつきまして、消防防災施設について、地方債措置ということで、その一例として公共施設等管理適正化推進事業債も創設されますよということでございます。そういった庁舎の建て替えについても対応になりますよという通知でございますけれども。町長が答弁申したのは、地方債の取り扱い方について詳しい説明、これは総務省のほうから来ると思いますが、例えばこういった部分が起債の対象になるのか、どの範囲が措置されるのかと、そういった詳細についての制度通知がなされていないということをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたら、町としては、それをする考えはないということであれば、もう委員会にも全然諮らないということですかね。この件について。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

検討委員会の中では、こういった通知がなされているということだけはお示しはしたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

やっぱりこの制度を使ったほうがいいということを書いてあったし、この制度は十分わかっておられると思います。私より執行部の方が十分わかっておられると思いますけども、その辺の対応を私はお尋ねして、その気持ちはないということでございますので、まだ、この前の答弁では、26年では10年後ということございましたけれども、あと8年ぐらいするのかなと思うておるのですか。やっぱりこれは待ったほうがいいかですね。

町長は、今、平成10年からしたときに、今の基金がたくさんあって借金が減ったということとでいろいろ説明されております。そういうことから、やっぱりこの時期を逃したらどうかなと思うととです。電算のほうと、この制度を使ってしたほうがいいのかですね。その辺ももう一回お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

答弁の中でも申しましたとおり、今後の講堂、あるいは歴史文化資料館の建設等に多額の借金も要します。また、福祉組合におきましては、ごみ処理施設等の整備で数十億という事業費を現在かけて整備をしておりますが、こういった部分の分担も、各、構成する3町には当然負担としてのしかかってくるわけでございます。

昨年の、振興実施計画を毎年立てるわけですが、その中で、各課から上がってきます事業を再構築しながら、今後の財政計画を見た場合に、どうしてもその庁舎を建てるような財源が今のところ厳しいと。そのためにも幾らかでも後年度の負担を軽減するためにも、庁舎建設基金の増設積み立てを行いたいということでございますので。確かにこの起債につきましても非常に魅力的ではございます。90%が充当できて、そのうちの75%分についての30%、75%の30%ですから、大体20%ぐらいが交付税措置されるということになるかと思っておりますけれども、非常に魅力的ではございますが、一方、これを活用して一気にいった場合に後年度負担が非常に厳しくなる。財政担当として一番重要視しております実質公債費比率がかなり上がってくるんじゃないかなというふうな考えを持っておりますので、早期のこの事業、32年度までの期間の限定でございまして、この期間における取り組みは非常に厳しいんじゃないかなというふうな判断をしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

いろいろ調べる中に、今、私が言いましたように、財政が厳しく、庁舎を建て替えるなんてとても無理と思った市町村の方々は、急いで計画を立てましょう。平成32年までのこれは期限ですとありますが、町長も課長もそういう考えがなければ、もう先さん進まんと思いませんよね。そういうことであれば、もうこの質問はしません。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

庁舎建設は非常に重要な事項で、当然耐震機能がないこの庁舎は、一番防災拠点になるべき庁舎が先に機能をなくしてしまっても元も子もないわけでございまして、庁舎の建て替えは非常に重要なことだと思っております。ただ、どうしても庁舎が先に建って、あとの本町の財政がうまくいかなくなるということは非常に危惧されますので、今の時点では大変厳しいのかなという考えでございまして、決して建設庁舎をあきらめたということではございません。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほど、企画財政課長からお話がありましたとおりに、今、扶助費がもう10年前からすると2倍、3倍に増えてきております。後期高齢者、介護保険、それと子ども・子育て、それから障害者自立支援、もうこれほどの市町村でも大幅に増えてきて。しかし、これは国の制度であります。これは絶対やっていかないかん、ならんもんですから、こういうことをしておると、ちょっと今の時点ではこの短期間では難しいと。

当然、庁舎建設はしていかないかん。だから、そのための基金はずっとためているわけですね。だから、決してあきらめたわけじゃありません。今すぐというような形の中で、この制度を活用するには非常に負担が重くなるということが予測されておりますので、そういうことをクリアして、ちゃんと庁舎建設は進めていきたいというふうに。その点、十分協議をして検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

それでは質問を変えます。

先ほど施政方針について二つ上げておりましたけれども、この下水道工事については、課長、もう20年になるということは、下水道課長、当時の説明の中では、道を掘削して、管を入れてから、仮に埋め戻して、そしてそれが落ちついてからきれいに舗装しましょうということをやったんです。そしたら、場所によっては、真ん中だけ切って、両端が、その切れ目が結構荒れとるところがあるわけですよ。そいけん、今の道路の課といえば建設課がするのか、下水道がこういうふうな状況で工事をして中途半端で終わって、道路をね。そして、今度、建設課の道路整備のほうに行くのか、その辺を確認したいと思います。まずは公共下水道で工事をしたわけですよ。そして、今度、傷んでおるところを工事をするとなれば建設課がするわけですかね。そのはっきりしたこと。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

今の堀池議員の問いですけれども、下水道では1年置いて、掘削後、1年置いて舗装を仕上げ、ずっと参ってきました。その舗装が下水道の工事に影響して、また傷んだとなつたところは、二、三年後でも修理をしてきております。今の状況は20年もたっているというこ

とですけれども、その分については建設課のほうに維持管理として任せたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

下水道から建設課ということでございますけれども、私も大体、宿をいっぱい見て回ったのですがね、2カ所ぐらいちょっと悪いところがあります。下水道課長も御存じかわかりませんが、元の魚博から鹿山の公民館のあたり、これがやっぱり宿郷で一番荒れとるごたつと。部分的にしたり、例えば穴がほげて、緊急時にだんごみたいなアスファルトをやったとかって、何回となくはげております。

そういうことで、建設課長、1回、ちょっと見てもらえればと思っております。できたら、今度の舗装とか改修とかというのに予算が組まれておるようですけども、宿のその鹿山線は全然載っておりませんでした。これはあくまでもやっぱり予防せんといかんのですかね。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

そういった情報をいただければ、まず現地確認をさせていただいて、まず緊急性があるかどうか、そういったものを含めて調査をします。そういった中で、これは早くせんば、あるいはちょっと待ってもらおうとか、そういったものもございます。今回予算の中で示しましたところは道路改良費の中の部分でございます。ですから、例えば舗装の打ちかえをちょっとやりたいとか、そういうものは今回維持補修としておりますので、路線的には計上をしております。ですから、緊急があればその部分をやりますし、なければ、ほかのところ、緊急があればほかのところを先にやるというような状況になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この件については、先日、住民の方が二、三名言われて、私もいつも気づいておりました。アップダウンがあったりね。マンホールがちょっと上がってみたりして。そして、両端を切っておるものですから、それがあるもんで。そいけんが、私だけが言うちやいかんものですから、隣保班長に、そして自治会長にもちょっとその辺をお話しております。いつか、課

長、ちょっと現場ば、ついでのと看でいいです。緊急にせんばか、それは判断ですから、よろしくお願ひしておきます。

そういうことで、一応、下水道と道路については終わりますけれども、特殊詐欺について、今いろいろ専門職を入れてするということなことですけれども、やっぱりあちこちでいろんな問題が起きております。先日の新聞、切り抜きをちょっとしてみましたけれども、長崎市で還付金をするということなことで100万を、そして、翌日また100万ということなことでございます。どこかで、やっぱり水際で抑えるといいますか、そういうことですので、まずはどこの町の管轄でもいいですけども、還付金については多分文書で行きよると思うけれども、電話で行きよるということはないですね。確認の意味で。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

還付金の通知について、電話でやっているということはございません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この新聞にも載っとるのが、やっぱり職員を通じて、要するに職員と言えは、やっぱり、あって、なるほどって、信用性は100%でしょうから、慌ててやっておられるみたいです。そういうこと、これは一応、今度専門職が来た分は、官報なり、地域なり、いろんな情報提供をされますかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

そうですね。広く周知をしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今度、教育施設にちょっと移りたいと思います。先ほど分室については説明を十分いただきました。あそこがやっぱり解体した後どうなるのかというのが、関心があった方もいらっしゃると思います。私も交流館ができたなら引っ越すということは聞いておりますので、どうなるのかなと思っておりました。どうって、答弁もしいきらんでおりましたけれども、十分わかりました。

それと、駐車場の件ですが、あそこから、分室から行った職員はどこにとめますかね。一

応確認。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

現時点では敷地の中、新しく建物を建てますので、そのすき間にとめるということで計画しております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

職員の方、関係者は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

正職員が3名ですが、車の免許を持たない職員がおりますので2台。あと、臨時職員が2台ですね。4台を想定しております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

駐車場ですけれども、私もきのうもちょっと現地に行って見てみましたら、裏にあるわけですね。梅の木か何か植わっておると。それで、その道路を挟んで横にあるわけですが、将来的にはどう考えておりますか。そういうとはせずに、今、教育次長が答弁されました形でやられるのかですね。考えていないか。駐車場として、その周辺をですね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど職員の駐車場を言いましたが、やはり建物内に職員の駐車場があつて来館者の方をお迎えするのにどうかという意見も実際聞いております。したがって、周辺空き地が多少ありますので、その辺を借り上げるかどうかというのは、今後、建設検討委員会でも論議をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

最後に、聞き損なっておりました。この大村市の新聞を見られた方、ほとんどいらっしゃ

ると思いますけれども、これを見て、大村市もあちこちの場所があり過ぎて、ちょっと迷っておられたけれども、2021年には完成を目指すということで、この制度を使ってされるということでしたので、波佐見町もどうかと思って質問したんですけども、最後にこれを見て十分わかりましたということか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

非常にうらやましい話だなというふうに理解しております。非常に大村市は競艇事業等を持ちまして、財政的に今のところ裕福といたしますか、ありますものですから、ああいったものがうちにもあれば非常に建てたいところではございますけれども、うらやましく思ったところでございます。

○12番（堀池主男君）

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時40分より再開します。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 脇坂正孝議員。

○5番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。

私は3項目にわたり質問をいたします。

まず、第1点目でございます。ごみ処理施設の改築工事及びごみの減量化についてでございます。

(1) 東彼地区保健福祉組合で建設中のごみ処理施設の概要についてでございます。現在稼働中のごみ焼却施設の隣接地に新しい施設が建設中であります。この施設の改築工事の経過、面積、主な設備、処理能力、稼働時期、経費等はどのようになっているのか。また、町

民への周知はどのようになされたのか。これについてお尋ねをいたします。

(2) 食べ残しを減らし、食品ロスをなくそうとする3010運動が全国的に広がりつつあります。また、本県ではエコ&ヘルシーながさき推進事業を始めるという記事もあっております。まだまだ家庭、事業所に限らず、食品から発生する生ごみは多いものと思います。食品ロスやごみの減量化を図るため、このような運動の普及啓発を推進してはいかがでしょうか。また、生ごみのリサイクルとして、住居近くに田畑や庭を所有されている家庭にありましては、野菜や果物のくずなどの生ごみをできるだけ土に戻し、ごみの排出削減に協力されるよう啓発できないものでしょうか。

2、町公共施設の電気供給契約についてでございます。

電力自由化で、電気供給契約が多くの電力会社から選べるようになりました。使用形態によっては、より有利な契約が可能になっております。町公共施設の現在の契約状況及び年間の使用料金はいかなるものでしょうか。また、電力自由化に伴いまして、今後見直しを行う考えはありませんでしょうか。

3、施政方針についてでございます。

総合教育会議が設置され、町長と教育委員会が一体となって教育行政を推進する体制となるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化したと説明にありました。大きな変化とは具体的にどのようなことでしょうか。また、会議の開催状況や協議内容はどのようなことなのか、お尋ねをいたします。

以上3点でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

まず、ごみ処理施設の改築工事及びごみの減量化について。

1、東彼地区保健福祉組合で建設中のごみ処理施設の概要について。現在稼働中のごみ焼却施設の隣接地に新しい施設が建設中である。この施設の改築工事の経過、面積、主な設備、処理能力、稼働時期、経費等は。また、町民への周知はどのようにされたのかという御質問ですが。

東彼地区保健福祉組合が運営するごみ処理施設は、昭和45年6月に1日25トンのごみ焼却能力の規模で運営を開始し、その後、増大するごみ排出に対応するため、昭和56年3月に焼

却能力1日66トンの規模の施設を新たに建設しました。その後、ダイオキシン類等の新たな排出基準等が改正されたことにより、新しい環境基準に十分対応するため、平成12年度から平成13年度にかけて、排ガス高度処理設備及び灰固形化施設整備事業を行い、今日までの東彼3町のごみ処理を担ってきたところであります。

しかし、近年、設備や機器類などの老朽化とごみ質の変化等により、焼却能力が1日47.1トン、定格の71%に低下し、さらに設備の修繕等により計画的なごみ処理に支障を来している状況の中、平成23年11月23日に開催されました東彼杵郡町村会において、長崎県ごみ処理広域化計画に基づいて、現行のごみ処理施設を平成30年度までに更新するものとするとの合意がなされました。

この合意を受けて、平成24年度に建設地の選定、用地交渉、地元説明会などを行い、平成25年度には整備基本計画の策定、地質調査、環境影響調査の実施、26年度には本体工事に係る見積仕様書及び設計図書等の策定、27年度の9月に本体工事に係る指名競争入札により工事の業者が決定し、翌3月から本体工事が始まったわけでございます。

次に、施設の概要についてであります。まず敷地面積は1万2,331平方メートル、そのうち工場棟や管理棟の建設面積が2,050平方メートル。主な設備として、受入・供給設備、燃焼設備、灰出し設備、不燃物処理設備、給水設備、排水処理設備等があります。処理方式は焼却処理方式のストーカー方式を採用し、処理能力は1日16時間稼働の46トン。新施設の稼働時期につきましては平成30年4月から供用開始としておりまして、改築工事に係る費用の総額は51億7,735万円、年間の経費は約2億5,000万円ぐらいと試算されております。

また、町民の周知はどのようにされたのかという御質問でございますが、これまでに広報誌やホームページ等を利用しての周知はいたしておりません。これにつきましては、次年度の4月、もしくは5月の広報誌におきまして、ごみ処理施設改築工事の概要及び工事の進捗状況等を詳しく掲載し、お知らせしたいと考えております。

次に、食べ残しを減らし食品ロスをなくそうとする3010運動が全国的に広がりつつある。また、本県ではエコ&ヘルシーながさき推進事業を始めるという。まだまだ家庭、事業所等に限らず、食品から発生する生ごみは多く、食品ロスやごみの減量化を図るため、このような運動の普及啓発を推進してはどうか。また、生ごみのリサイクルとして、住居近くに田畑や庭を所有されている家庭にあつては、野菜や果物のくずなどの生ごみをできるだけ土に戻し、ごみの排出削減に協力されるよう啓発できないかという御質問ですが。

まず、3010運動は、宴会の際に乾杯後30分は席を立たずに料理を楽しみ、お開きの10分前になれば再度自席で料理を楽しむことで、食べ残しをできるだけしないようにする。そうやって一人一人がもったいないを心がけ、楽しく、おいしく宴会を楽しみ、食品ロスを削減するというもので、議員お説のとおり、各自治体でもこの3010運動に賛同し、推奨するところが増えてきているということでもあります。

食べられる状態にもかかわらず廃棄される食品ロスは、農林水産省及び環境省の平成25年度統計によりますと、日本で年間632万トン発生しており、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量約320万トンの約2倍に相当するものであり、これを国民1人当たりに換算すると、お茶わん約1杯分の食べ物が毎日捨てられていることとなります。

この多くの食品ロスの削減を図るためには、食に対する感謝の心と、もったいないの意識を国民一人一人に訴えかけていく運動こそ最も効果的なものであると認識しておりますので、本町といたしましても、今後3010運動を全町的な取り組みとして広げていきたいと考えております。

次に、生ごみのリサイクルについてであります。現在一般家庭から出る生ごみは東彼地区保健福祉組合の清掃工場に収集され、他の可燃物と一緒に焼却処理されている状況にあります。議員お説の生ごみを所有する田畑や庭に埋めて土に戻すことは、その周辺への臭気や害虫発生の懸念があり、また、自己所有の土地であっても、生ごみを埋め戻す行為自体が不法投棄とみなされる状況もあります。

本町におきましては、平成13年度からの5年間、生ごみ処理機の購入について補助を行い、ごみの減量化を推進してきた経緯がありますが、処理器購入の需要が減ったことから、平成17年度末でその事業を終えております。しかし、生ごみリサイクルは堆肥化することで資源になり、ごみの減量化にもつながる大変重要な取り組みでありますので、今後におきましても改めてこの取り組みについて協議研究してまいりたいと考えております。

次に、町公共施設の電気供給契約について。電力自由化で、電気供給契約が多くの電力会社から選べるようになり、使用形態によっては、より有利な契約が可能になった。町公共施設の現在の契約状況及び年間の使用料金はどのようになっているか。また、電力自由化に伴い見直しを行う考えはないかという御質問ですが。

御存じのとおり、電力の小売り全面自由化が平成28年4月からスタートし、大規模工場や事業所はもとより一般家庭も電力会社を自由に選択できるようになりました。これにより新

規参入の電力会社や地域の電力会社が新たな料金プランやサービスなどを提供することで選択肢が大きく広がり、より有利な契約が可能となったことから、一部の自治体でも電力自由化に伴う契約の見直しがあっているようです。

お尋ねの本町の契約状況については、庁舎や総合文化会館、学校、浄水場や浄化センターなど、全ての公共施設において九州電力との間で施設ごとに業務用電力や産業用時期別電力などの種別で契約しており、九州電力からの資料を参考に申し上げますと、平成26年6月から平成27年5月までの1年間では、小規模施設を除いた施設全体の契約電力は合計で1,136キロワット、年間使用電力量は約2,196メガワットアワーとなっており、電気料金の合計は約4,760万円となっています。また、九州電力から本町の各施設に最適な契約プランの提案があつておりますが、使用頻度や誤差の関係で大きな削減にはならないとのことでした。

新電力会社は電気料金が安価であることが最大のメリットであり、それは経費削減へと直結しますが、そのほかに付加されるサービスや緊急事態における支援体制、会社の信頼度なども行政としては考慮すべきであり、現状ではその判断材料を持ち合わせておりませんので、他市町の状況などもう少し様子を見ながら、契約変更によるメリットやデメリットがどうか、研究を進めてみたいと思っております。

教育行政についての質問は教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

脇坂正孝議員の御質問にお答えをいたします。

施政方針について。総合教育会議が設置され、町長と教育委員会が一体となって教育行政を推進する体制となるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化したとあつた。大きな変化とは具体的にどのようなことか。また、会議の開催状況や協議内容はどのようなものかというお尋ねでございますが。

教育委員会は都道府県や市町村に置かれる合議制の行政委員会で、首長から独立した執行機関であり、学校教育、社会教育、文化、スポーツなど幅広い分野を担当しています。従来の教育委員会は首長が議会の同意を得て教育委員を任命し、その委員の互選により教育委員会の代表である教育委員長と行政執行者の教育長を決定し、教育行政を担ってきたところです。しかしながら、時代の変化に伴うさまざまな教育課題が発生したことから、教育行政の責任の明確化、地域の民意を代表する首長との連携強化、迅速な機器管理体制の構築を図る

ため、国において地方教育行政の根幹をなす地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月から施行されています。

改正内容の主なものは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を町長が議会の同意を得て直接任命すること。町長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置し、教育行政の大綱や教育の条件整備、児童生徒等の生命、身体の保護等、緊急に講じる措置などについて協議や調整を行うこととされました。

中でも、町長が教育大綱を作成し、教育公共団体としての基本的な方針等を示すことになりましたし、また、総合教育会議では、町長と教育委員会が直接協議や調整を行い、示された教育大綱や協議した事項について、教育委員会は尊重して教育行政を行うこととされ、町長が直接教育行政に関与できるよう大きく体制が変化したところです。

なお、本町においては、現教育長の任期中は、法律の経過措置により、従来の委員会の組織制度が適用されています。

次に、総合教育会議の開催状況や協議の内容はどのようなものかとの御質問ですが、本町においては年度当初に開催をし、これまで2回の開催を行っています。総合教育会議では、法律の趣旨に基づき、町教育大綱や教育施策全般、その年度の主要施策について協議を行い、波佐見町の教育行政の方針等を確認しているところです。また、町長と教育委員が自由に意見交換を行い、共通認識をすることで、教育行政の円滑化が図られると考えています。

したがって、児童生徒を取り巻く環境は多様化、複雑化しておりますが、総合教育会議を通じ、町長との連携を深め、新制度を契機にさらに波佐見の児童生徒の健全な成長のため、教育行政を推進してまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

ありがとうございました。ごみ処理施設の改築は総額約52億円に上る大事業であります。これは東彼3町で単純に3分の1しましても、1町当たり約17億円、役場庁舎の改築費をはるかに超える金額でございます。いかに保健福祉組合の事業とはいっても、やはりごみや廃棄物の処理は市町村の役割でございますので、このことについては確実に住民、町民への情報提供と申しますか、周知をお願いしたいと思っております。先ほど、4月か5月ということございましたけども、恐らく議会だよりも5月ごろ、これを出す予定でございますので、できれば4月に掲載していただけないでしょうか。

このごみ処理のことに关しまして、私も10人程度の知人にこのことを知っているか、尋ねたんですよ。そうしたら約7割、7人程度が全く知らない。あと3人程度は御存じでした。それはなぜかという、直接ごみを捨てに行ったり、会議で知ったということですね。しかし、経費等の詳しいことについては全く知らないということでございましたので、次の町の広報でも周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、波佐見町としての建設費の負担額でございますけれども、最終的にはどのくらいになりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、このごみ処理改築事業に対します広報の件でございますけれども、確かにこのごみ処理場の改築事業につきましては3町の分担金を用いまして計画がなされておるところでございます、とりもなおさず3町の住民の税金が投入されているということからいうと、確かに議員おっしゃるとおり、工事の始まる前にしっかりと町民の皆さんにお知らせをするべきでありましたけれども、それを行っていなかったということで、こちらの手落ちでありまして、深く反省をしております。これにつきましては、先ほどおっしゃいましたとおり、4月か5月というふうに考えておりましたけれど、4月がもう入稿がちょっと間に合わないような状況になっております。ですから、5月の月に全体の概要、そして工事の進捗等を詳しく掲載し、皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

それから、事業費の分担金のことでございますけれども、現在がごみ処理施設費につきましては約8,400万程度でございます。これは起債を借りて建設されておるわけでございますけれども、起債の償還のピークが平成34年ぐらいにピークになります。そのときに現在のその8,000万の分担金よりも約四、五千万かかるというふうに説明を聞いております。起債償還につきましては、償還期間が15年、そのうち措置期間が3年ということで、最終が平成45年までとなっております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

年間、現在のところ8,400万程度ということで、そして34年からですかね、償還費ですか、これが年間四、五千万が16年、15年ですね。ということは7億5,000万ぐらいですか。そう

いった経費がかかるということでございますので、先ほど申しましたとおり、その辺の周知は今後、後年度負担もかなりこうむるわけでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、性能についてでございますけれども、これは私も全く素人でございますが、今後の人口減少とか、それからごみに対する住民の意識向上、こういったことを期待しますと、1日66トンから46トンに縮小されたということは適切なことかと思っております。しかし、先ほど申しましたとおり、大きな経費がかかっておりまして、ごみゼロということで、普及をお願いしたいわけですが、最終的にごみというのは、再利用、再資源化だけでは解決できないというふうに思います。そこで、先ほどの3010運動とか、それから地中に戻すというふうなことを提案したわけでございますけれども、3010運動については進めていただくというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この3010運動につきましては、議員おっしゃいますとおり、宴会から出る食べ残しを削減するための運動でありまして、これは長野県の松本市が提唱したというふうに言われておりますけれども、各自治体で現在広く取り組まれているような状況があるようでございます。飲食店から出る生ごみのうち、約6割がお客さんの食べ残した料理と言われておりまして、この運動が本町でも広がっていきましたら、お店としても残さず食べていただいたということで非常に喜ばれると思えますし、何よりお金をかけずにごみの減量化の推進を図る運動としましてはこれほど有効な運動はないと考えておりますので、ぜひとも本町でもこの運動を今後強力に進めていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

この答弁書を見てから早速実行いたしました。非常に効果があります。30分間は自分の席を離れないと。そうすると、やっぱりよく食べる。もう大体15分か20分ぐらいでいぞいぞするわけですね。挨拶の中でそれを入れたんです。老人会の最終のあれですね。きのうもそれを実施しましたら、酒がたくさん売れました。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

早速実行していただきましてありがとうございます。私も昨年、ちょうど去年の6月の11日ですか。ある新聞のコラムに載ったんですよ。それで、私が所属する、ある会の中で、会長がすぐこのことを実践しましょうということで、30分、10分やったんですが、そう違和感はありませんので、なれば進んでいくかと思っております。1時間程度の宴会ということではそういうわけにはいかんでしょうけども、2時間を超えるような宴会でしたら、ぜひごみ問題の観点、あるいは食文化、そして、また健康上のこともあろうかと思っておりますので、何らかの形で実施していただければと思っております。

九州では佐賀市で実践されているようですが、これに要する予算が35万円ということで、ホームページのほうには、新聞ですか、新聞記事には載っておりますので、ひとつその辺も御参考によろしく願いをいたしたいと思えます。

それから、ごみの減量化ですけれども、生ごみを直接地面に戻してはいかんということは私もちょっとよくわかりませんでしたので、この辺のことはもう少し研究の余地があるかと思えますけれども、実際問題として、やはりこの法律は別としまして、ごみの減量による燃料費の減少、そしてごみ収集経費の低減、そしてまた肥料、有機質の肥料、こういった効果も、メリットも大きいかと思えますので、何かの形でご研究をお願いしたいと思えます。

この際、ちょっと、済みません、申し上げますけれども、ごみに関してまだまだポイ捨てが多いということで、先日の集会の折に私もちょっと聞かされました。あちこちで多いかと思えますけれども、その方からは、山角から乙長野の今熊ですね。これに至る道路、ここが非常に多いということでございますので、新年度のパンフレット等でもこのこともひとつ啓発をよろしく願いいたします。

続きまして、電気供給契約でございますけれども、町の公共施設の合計が4,760万円ですか、電気料がですね。これは昨年から家庭も自由化になりましたし、法人については10年ぐらい前からこういったことで実施できたわけでございますけれども。もうホームページを開きますと、すぐ見積もりますよという画面がいっぱい出ます。今の4,700万でいきますと、これは幾らか基本料も入っているかと思えますけれども、5%から1割ぐらいは安くなるわけですね。そうしますと、200万ぐらいの節約というふうなことで、ちょっとした事業はできるんじゃないかと思っております。

実際、私もある施設におりまして、2カ所ほどでこの電力自由化に伴いまして契約の変更を行いました。一つが平成22年度ですから、この前、尋ねましたら、何も問題は発生してい

ないと。もう一つが24年度です。いずれも1割近く安くなりました。

そういったことで、例えばナイター、夜間電気使用量が多いとか、それから昼間が多いとか、そしてまた、例えば学校とか、給食調理場みたいに、一時期余り使わない時期があるとかですね。こういったところは非常にその使用形態に応じて契約ができますので、九電からもいろいろあるかとは思いますが、こちらのほうの御検討もよろしくお願ひしたいと思います。必ず安くなると思えます。恐らくその使用形態に合った見積もり提案を新規電力業者はしてもらえるかと思えますので、ぜひ進めていただければと、そのように思っております。

この点に関して、今のところいろいろ現状では難しいというふうなことでございませうけれども、改めていかがでございませうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ただいまおっしゃられたとおり、いろいろな使用形態においては非常に有利な形態に結びつけるのかなということもございませう。先般、県のほうにも、県内の自治体での取り組み状況をお尋ねしましたところ、県のほうではなかなか把握をしていないというふうな回答でございまして、知り得る範囲におきましては、近隣自治体での新電力への切りかえというのは余り私のほうでは情報は仕入れていないのですが、東彼杵町が何か検討を始めるというふうな情報だけはちょっと入ってきておりますが、今御提案いただきましたものにつきましてはこちらのほうでも研究を進めてまいりたいというふうに思えます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

電力会社を変えても、電力の質とか、それから供給状況には変わりはないかと思えますし、全く変わりはないはずでございませう。そして、また機器の取りかえ、こういったものも一切発生しません。負担はですね。あとは電気料金の契約書等、料金表ですか。そういったものを出して、それに従って見積もり提案をしてもらいますので、その辺で過去の実績とあわせて判断をしていただければ、よりよかろうかと思えます。

続きまして、教育行政会議、総合教育会議でございませうけれども、これについて、一つ、二つお尋ねしますが。

まず、緊急、臨時に会議を開かれたことがございませうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

ございません。今まで1回もございません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

なかったということでございますけれども、これも緊急、臨時というのは、やはりいじめ等で緊急に町長を交えた会議が必要ということでございますので、そういったいじめ等の緊急を要するような事案は発生していないということで理解してよろしいでしょうか。

それから、総合教育会議は、町長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行う場でございますけれども、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たるとということが期待されております。ここでお尋ねでございますけれども、現行の波佐見町の教育方針ですね。これには町長の教育施策は反映されておりますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

波佐見町の教育方針には、もう、もともと町長の意向も入っておりますので、特段、今回の制度改正のために教育方針を変えたということではありません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

ありがとうございました。

最後にでございますけれども、町長説明書の21ページ、21ページに伝統ある波佐見町ならではのスポーツの充実を図りとあります。このスポーツとは何なのかですね。特定されているのか、特定されていないのか、わかりませんが、このスポーツとは何でしょうかということでお尋ねをいたします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

これは特定したものではございません。町長の施政方針の中にも、生涯スポーツの振興というふうなことを大きなものとして上げております。その生涯スポーツの振興の中にはいろいろございまして、競技力の向上とか、あるいは総合型地域スポーツクラブの育成とか、

いろいろありますけれども、具体的に何とかのスポーツを特に推進をする、後押しをするというものではございません。総体的に波佐見町のスポーツを振興させるという意味でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

私はちょっと早合点しまして、町長の意向が反映されたスポーツかと思っておりましたけれども、特定のスポーツ等はないということでございます。

一つ、提案でございますけれども、やはり底辺、全てのスポーツをそれぞれに普及し、また強化することは必要かと思いますが、これだというスポーツですか。特色あるスポーツ。こういったことを打ち出すといいますか、なかなか一つ、二つに絞るということは難しいことかもしれませんけれども、全国的にも活躍できる競技があってもいいのではないかと。現在あるかとは思いますが、そういったことで町民にも大いに勇気と希望と申しますか、明るい話題になりますので、ぜひこの辺のことにつきましても普及強化できる環境づくりに取り組んでいただければと思います。

これを期待しまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 脇坂議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。3時35分より再開いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、7番 中尾尊行議員。

○7番（中尾尊行君）

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1番目、選挙における投票率の向上についてであります。過去3回、これは町議会議員選挙についてでありますけれども、投票率が低下しているが、その対策は。

2番目に学校給食についてです。

一つ、学校給食の現状はどのようになっているか。また、その課題は。

2番に、食生活の重要性を学ぶための食育を行う中で、学校給食はどのように進められているのか。

3番に、子育て支援として学校給食の無償化は考えられないか。

以上3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 中尾議員の御質問にお答えいたします。

まず、選挙における投票率の向上について。過去3回、町議会議員選挙の投票率が低下しているが、その対策はという御質問ですが。

町議会議員選挙の投票に関する結果は、投票率では、平成16年が80.91%、平成20年が76.51%、平成24年が74.23%、平成28年が68.39%となっており、御指摘の前々回と比較すれば8.12ポイント低下、投票しなかった人の数では2,855人が3,916人と、1,061人増えている状況です。

昨年の投票結果を分析してみますと、年齢階層別では、新たに選挙権が与えられた18、19歳では44.9%、20代が39.7%、30代では54.7%、40代でも64.7%と、全体平均の数値以下となっています。平均の数値を上げているのは60代の84.0%、70代の83.7%の影響が大きいと言えます。また、投票区別に見てみると、60.29%から81.41%までとばらつきがありますが、中尾、鬼木、三股、永尾を含む第1と第2投票区が高い傾向にあります。

投票率が低くなっている要因は、10代と20代は住民票をそのままの状態ですぐに大学、または就職し、選挙期間が短いため不在者投票制度がうまく活用できていない点が考えられます。そのほかの若年層においては、政治や行政、議会の活動に対する興味、関心が薄いことや、選挙制度の役割や重要性が深く理解されていないことがあるのではないかと推測します。投票率の低下は他の選挙においても、また地域的な格差もあるようですが、同様に起きている問題であり、国、県の選挙管理委員会からも投票率を上げるような方策を講じるよう要請が来ています。

昨年の選挙年齢引き下げに伴い、町選挙管理委員会としましても、町内唯一の波佐見高校に出向き、全校生徒を対象とした選挙説明会を開催しました。選挙制度とはどのようなものか。どんな意義があるのか。どのような方法で行われるのかなど、模擬投票を交えて解説し

ました。若いときから理解を深めてもらうことは意義深いことでもありますので、今後も継続して開催していきます。

また、小中学校の児童生徒に関しては、社会科の学習の中で議会制度とはどんなものかを学ぶ際に選挙制度についても学習しています。昨年2月には県選挙管理委員会から県教育委員会宛てに、小中学校において模擬選挙の実施を拡充したい旨の通知がなされており、県内では既に実施された学校もあります。町内の小中学校にもその旨周知し、実施を促しているところであり、今後は町選挙管理委員会としても各学校との調整を図り、実施できるところから進めていきたいと考えています。また、町内の学校関係では、児童会や生徒会の選挙に町の投票箱や記載台を活用していただくよう貸し出しも行っています。

他団体の状況では、長崎市において期日前投票所を長崎大学の校内に設けて投票事務を行うとされていますが、本町のような小規模の団体では、設置場所や対象者数、費用対効果、また台帳照合のシステム対応ができていない状況から実施は難しい状況です。若年層の有権者には啓発用の冊子の配付や選挙サポーターを募集し経験をしてもらう等、選挙を身近に感じていただけるような対策や広報、ポスター、チラシ等によるPR活動を積極的に実施していく以外にないと考えています。

行政の内容や議会活動につきましては、広報波佐見、議会広報、町のホームページ等でお知らせしており、ケーブルテレビでも一般質問の様子は放映されておりますが、何よりももっと行政や議会に興味、関心を持っていただけるようたゆまぬ努力をしていかなければならないと考えています。

学校給食については教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

中尾尊行議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食について。1、学校給食の現状はどのようになっているか。また、その課題はどの御質問ですが。

学校給食は、日常生活における食事について正しい理解と望ましい食習慣や、学校生活を豊かにし明るい社会性を養うこと、また、食生活の合理化や栄養の改善及び健康の増進を図ることを大きな目標に実施しております。したがって、大切な教育の一環として捉え、その重要な役割を果たしているところであります。

現在、学校給食センターでは、町職員の調理員3名、常勤の臨時職員7名と米飯担当のパート1名及び交代制のパート4名、計15名の体制により、1日約1,360食の給食を年間約200日、各学校に提供しております。

給食費については、平成20年度から、1食当たり小学校220円、中学校265円とし、また、平成26年度からは、小学校235円、中学校280円に変更し、各地区のPTA皆様の御協力により徴収しているところです。給食費の徴収状況ですが、本町では集金徴収方式をとっており、おかげさまで100%に近い推移での徴収率となっております。なお、困窮世帯の給食費は現在45世帯に助成を行っております。

また、食を預かる給食センターとしましては、給食物資の納入については極力波佐見産、県内産を利用しており、不可能な場合は九州産を納入してもらうよう納入業者をお願いし、地産地消にも努めているところです。

学校給食用食器は、これまで本町の地場産業である波佐見焼の強化食器を使用し、平成27年度には食器の全面的な更新計画を行い、波佐見高校美術・工芸科の協力を得て、新デザイン5種類の提供を受け、同年度2学期から新デザインの学校給食用食器約6,000個を導入し、使用しているところです。

以上が現状であります。

次に、課題についてですが、給食センターでは平成12年4月に新築移転してから16年目を迎えます。そこで、厨房機器については経年に伴う事故が多くなってきているため、小まめな定期点検を行い、不良部分の修理や取りかえなどを行いながら使用しておりますが、今後経過劣化による厨房機器の故障が一層多く発生するものと思われ、課題の一つとなるものと考えられます。なお、今後とも継続した定期的な点検の実施及び計画的な修繕等を行ってまいります。

次に、給食物資の高騰に伴う給食費の見直しに係る問題であります。現段階では給食費の改定は考えておりませんが、給食に係る給食物資の費用は全て給食費で賄っているため、給食物資が高騰する中、今後改定も余儀なくされることが予想されますので、状況をじっくり考察しながら対応してまいりたいと思います。

2番目、食生活の重要性を学ぶための食育を行う中で、学校給食はどのように進められているかという御質問ですが。

食育とは、議員御承知のとおり、国民一人一人が生涯を通じて健全な食生活を送り、日本

固有の食文化を継承できるように食について考える習慣や食べ物を選択する力などを身につけるための教育全般を指すものであります。平成28年3月18日には第3次食育推進基本計画について閣議決定がなされ、その重点課題の一つとして、若い世代を中心とした食育の推進を掲げ、食に関する知識を深め、また意識を高めることにより、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する人間を育てることとあります。また、学校給食法第2条にも同様のことが掲げられております。

そこで、学校給食センターにおいては、食生活の重要性を学ぶために、家庭と連携した学校給食を目指した給食だよりを作成し、それを保護者に配付するとともに、栄養教諭が各学校に出向き、担任と一緒に食育指導等を実施しながら、食に関する指導の充実を図っているところです。

また、教育委員会では、各学校の校長、教頭及び各学校食育担当者等が参加した食育推進委員会の開催、あるいは食育推進委員会委員や各学校のPTA代表者及び町職員等で組織する波佐見町小中学校食育推進会議などを開催し、食育のあり方についての検討、アンケートによる食事の実態調査、食育の重要性や必要性を周知するためのポスターづくりなどを行い、食育の目的達成のための取り組みを行っているところであります。

一方、各小中学校においても、学校教育目標実現の一環として食育指導全体計画を作成し、食に関する指導目標を掲げ、食育の指導に取り組んでいます。このことは児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導を給食時間のみならず、各教科や総合的な学習の時間に取り入れ、計画的な指導を行っており、成果を上げているところであります。また、さきに述べました栄養教諭により、夜、給食訪問指導を1年間に約90回行っており、食育指導はもちろんのこと、児童生徒の様子などを把握し、今後の給食指導や献立の作成、調理作業の改善等に参考としているところです。

これまで申し上げました取り組みにより、児童生徒が食の大切さを理解し、自ら心身の健康について管理していく能力が身につくよう指導の充実を図っております。今後も児童生徒が食を通じて豊かな人間性を育み、生きる力を自ら身につけていくためにも、引き続き食育の推進に努めてまいります。

3点目、子育て支援として学校給食費の無償化は考えられないかという御質問ですが。

本町の学校給食の取り組みについてはこれまで説明したところですが、児童生徒の心身の健全な発達のために、本町では全国的にも先駆けて学校給食センターを設置し、直営により

これまで安全でおいしい給食の提供を行っております。

さて、本町の学校給食センターの運営に係る経費については、学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者の負担とするとされていることから、学校給食センター設置及び運営自体に係る経費は町で負担しております。

一方、学校給食費については、同条第2項に、運営に係る経費以外、いわゆる学校給食費は保護者の負担と定めていることから、本町では法令に基づき保護者の負担としているところであり、全国の学校給食を提供している大多数の自治体が保護者の負担としているところでございます。なお、この法令の原則があることから、学校給食費に対する国、県の補助、助成事業についてはございません。

学校給食費の額については、各学校の校長及び給食担当教員及び保護者の代表者等で構成する学校給食センター運営委員会において、給食献立の内容及び食材価格の動向等を調査、審議の上、その額を決定し、教育委員会の承認を得て保護者の通知を行っております。これまで保護者皆様の御協力により、さきにも申し上げましたように徴収率もよく、安定的で栄養価が高く品質の高い学校給食が提供できているところでございます。さらに経済的な事情等で就学援助の決定を受けている世帯については、その就学援助費の中で給食費全額を町が助成し、実質無償としていることから、これらの世帯の経済的負担を軽減するとともに充実した子育て支援が図られていると考えております。

ところで、学校給食費の無償化については、昨年2月の新聞報道によりますと、全国で55団体が実施しているところですが、1万人未満の自治体が4分の3を占め、比較的小さな金額で措置できているようでありまして、また、定住促進や少子化対策を含む自治体施策の優先順位の中で判断している団体が多いようでございます。

したがって、本町においては、子育て支援についてはさまざまな施策を幅広く展開しておりますが、学校給食費については法令の原則にのっとり保護者原則を基本とし、先ほどを申し上げました支援を要する世帯には就学援助にて無償化を継続してまいりますし、学校給食センターについては直営を堅持して、計画的な設備更新を図りながら、これからも保護者や児童生徒が安心できる学校給食の提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

それでは、1番目の投票率をどうやって上げるか、投票率の低下をどのように防ぐかという観点で質問いたします。これは答弁にもありましたけれども、強い気持ちで、ぜひ、60%じゃちょっと話にならないとか、そういう気持ちで、できたら80%ぐらいまで持っていかれるような、そういう強い気持ちで質問したいと思います。

最初に、投票区の説明もありましたけれども、波佐見町は6区画に分かれていると思いますので、その一つ一つの自治体を教えてもらうことと、その区の有権者数もあわせてお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、投票区ごとの投票率をまず申し上げます。平成28年の町議会議員選挙の投票率でございます。第1投票区79.68%、第2投票区81.41%、第3投票区71.39%、第4投票区66.93%、第5投票区60.29%、第6投票区67.55%。以上でございます。なお有権者の数でございますが、第1投票区が620、それから第2投票区640、第3投票区2,499、第4投票区4,019、第5投票区1,778、第6投票区2,832。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

最初に聞きました投票区の自治体をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

第1投票区の区域は中尾と鬼木でございます。それから第2投票区が三股、永尾。それから第3投票区が小樽、野々川、湯無田。それから第4投票区が井石、折敷瀬、金屋、宿。第5投票区が村木、皿山、稗木場。第6投票区が田ノ頭、川内、岳辺田、甲長野、乙長野、協和、志折、平野。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

わかりました。私は選挙が終わってから総務課に行きまして、20年、24年、28年の一般選挙投票結果表をもらったわけですが、その表とは若干違うところもあったんですけれど

ども、この表を見ながら質問したいと思うんですけれども。

まず、先ほどの町長の答弁と重複するところもあると思うんですけれども、私が気づいた点をお知らせしますと、棄権者の増大ですね。これが20年からずっと言います。2,885人、3,163人、3,916人。これがどういうわけというか、私の感覚なんですけれども、女性の方が多いと。それから、期日前投票の増大ですね。これが数字で言いますと、1,695、2,094、2,577人と、これも女性の方が多いと。これはもう全ての選挙区に、投票区において女性の方が多いと。それから、これは悪い投票率のところは、3回通してなんですけれども、第5投票区ですね。今言われた自治体で言いますと、村木、皿山、稗木場地区ですね。これが28年度になると61.29%になっていると。それと、逆に一番高いところ、高い投票率のところですね。これは1区と2区、特に2区のほうがちょっと多いんですけれども、自治体で言いますと、中尾、鬼木、永尾、三股、小樽と。この表を見て、そういう点は気づきましたけれども、もしほかの点が、気づかれた点があらわれましたら、ひとつお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど申しました投票区の地区の所在の中で、一部重複しているところがございます。第1投票区には中尾と鬼木と申しましたけれども、一部、井石の一部も少し入っておりますので、つけ加えさせていただきます。

それから、投票率、あるいは投票者数の傾向にそのほか特徴的なものはないかという趣旨でございますけれども、町長の答弁にありましたとおりのことでございますので、それ以外には特別、特徴的なものは今のところ私も感じておりません。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

それから、この結果表には見えないんですけれども、先ほど町長の答弁にはあったんですけど、この年代別の発表ですね。それと、各自治体別の発表、これが次あたりから公表できないのかなと。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

年代別については手元に資料がありますけれども、地区別については、自治会の区割り別には資料がありませんので、ちょっと公表はいたしかねます。

まず、年代別の資料から申しますと、まず、10代、18歳、19歳、この10代の部分で44.9%、投票率ですね。それから20代、20代も、20代の前半、24歳まででいきますと36.5%、それから20代後半になりますと42.6%。それから30代、30代の前半でいけば51.6%、30代後半が57.6%。それから40代前半では62%、40代後半では67.4%。50代、50代の前半で75.2%、50代後半で81.0%。60代前半が82.8%、60代の後半が85.1%。70代は前半が86.6%、70代後半でいけば81.0%。なお80代が61%ということになっておりまして、傾向からいけば若年層の投票率が低い。それから60代、70代の投票率が高いと、そういう傾向があると思います。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

この選挙権というのが、この獲得には本当に並々ならぬ先人たちが大変な努力をされた。しかも、今のような選挙制度になって、全ての人が選挙できるようになったのは戦後と聞いておりますけども、その辺の、今まで戦後からいろんな形で選挙制度と申しますか、変わってきた点、今度の新しい担い手が18歳から投票できる点なんですけども、その辺の経過がわかられましたら説明をお願いいたします。変遷ですね。変わってきた、大きな点と申しますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

選挙制度の変遷については、年齢が、いわゆる18歳、19歳が対象となったのが昨年からですけれども、平成20年、私の記憶では20年以降の新しい選挙制度になった以降、大きな変革は、その28年の昨年の年齢の改正、それだけではないかというふうに思っています。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

今後の対策ですね。投票率を上げる対策についてなんですけども、これは公職選挙法があって、いろんな縛りといえますか、規約、規制があると思うんですけども、私としましては、この投票区の設置数の数を増やせないか。それとか、立候補者の掲示板といえますか、あれも公職選挙法で決まっているのかなど、そういう疑問に思います。また、先ほどもありましたけど、この期日前投票が多いということで、答弁では大学に設置したというようなことがあったんですけども、期日前投票所の設置の数を、今、役場だけだと思ってるんですけども、これを増やしたらと思うんですけれども。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、投票所の数ですね。現在のところ区を六つに分けて投票区を分けておりますけれども、増やすことは可能ではあると思います。それは選挙管理委員会の中で協議をして投票区を増やすということは可能ではあると思いますけれども。現在私たちが考えているのは逆のほうでございます。どちらかというとな経費の節減、行政改革の面から経費の節減を図るために、できれば投票区は少なくしたいという考え方も持っております。今まで、委員会の中でも投票率を上げるがために投票所を増やすと、増やす方法はどうかということ余り検討はされた経過はないんじゃないかと思っております。逆のほうの検討が多かったと思っております。

それから掲示板の数です。掲示板の数についても、選挙管理委員会で設定をされておりますので、これについても増やすことは可能ではあると思います。現在のその数そのものが、掲示板の数そのものが適当かどうか。あるいは増やしたほうがもっと効果があるんじゃないか。そういったところは委員会の中でも協議、論議をされてもいいかと思っております。

それから、期日前投票の効果が高いので、期日前投票の投票所の数を増やすと。この件に関しては、可能ではあるんですけども、現在のコンピューターのほうで投票といいますか、受付の管理、投票した人の管理をやっているんですけども、いわゆるシステムで受け付けをした、投票した人の管理をきちんとしなければならないので、もしも投票所を増やすということになれば、同じ回線上にそのシステムがなければならぬということがありますので、現在のところでは外に新たにシステムを置いてということができない状態ではありませんので、現在の段階ではその投票所を増やすということではできないというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

今も本当、増やすのばかり言ったんですけども、そういう考え方で減らしてでも、とにかく投票率を上げてもらおうと、そういう施策をやってもらいたいと思います。

質問を出した後に、きのうのことなんですけれども、ある先輩議員から、この新聞を使ったらどうかという御指示をいただきましたので、ちょっと読ませてもらいますけれども。誤解があったらいけませんで、全部読みますけれども。

自民党の若手議員が13日、10代、20代の低投票率傾向の打開に向けた勉強会の初会合を国会内で開き、インターネット投票の導入や投票時間の延長など、投票環境を改善させる必要

性を確認した。年内に提言を取りまとめ、党執行部に提出する予定だ。勉強会は当選1回の鈴木隼人氏らが指導した。この日の会合では、大学での期日前投票所の設置を増やすほか、コンビニの端末を用いて投票が可能となる仕組みづくりなどのアイデアも出た。ただ、ネット上のなりすまし投票を懸念する声もあったと。最後に、今後も月1、2回程度会合を開催、主権者教育の拡充や啓発活動の充実などについて討議するという新聞があったんですけども。

この点に関しまして、最後のところで言いました、この主権者教育について、教育長にお願いしたいんですけども、ぜひ小学校、中学校、社会科の授業で取り上げてやっているというような説明があったんですけども、ぜひ、この投票権の大事さ、投票権が、大きく言えばその民主主義の根底になっているんじゃないかなと。投票権を使用することがですね。そういう点で、最後にお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

日本は国民が主権となる民主主義国家であるということはもう周知のとおりでございます。それをやはり小学校、中学校、高校の段階、いわゆる教育を受ける段階において、しっかりと子供たちにその主権者は誰であるのか。国民である。その国民がやはり最終的には国を動かす、そういうものにつながっていくんだという。一番大事なのは国民一人一人であるという、その主権を教育の場でしっかりと教えるということは大切なことであるというふうに思います。

これは各学校でも今現在行われている。先ほども町長の答弁の中にもありましたように、各学校でいろんな形で、その選挙というものについてに関連しながら教育が行われていますので、当然、主権という言葉は使わなくても、それに国民一人一人が生活を豊かにするためには一人一人が大事なんですよということはしっかりと教育をされていると思います。それが主権教育につながっていくのではないかと私は考えておりますので、国民主権の日本でございますので、その教育はしっかりと今後も教育界の中で押さえていく、指導していく必要はあると、大事な教育だと私も思います。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

ありがとうございました。特に今回は投票率の向上ということについて質問しておりますので、ぜひ、そういうところも強調されてひとつお願いいたします。

それでは、次の学校給食についての質問に参ります。現在、学校給食のつくり方で、3種類に分けられると。単独校方式、給食センター方式、外部委託方式と聞いておりますけれども、本町がセンター方式をとられて、今までのその理由といたしますか、経緯といたしますか、その辺の説明、また、それをずっと、何年にできたか、ちょっと知らないんですけれども、その辺の年数もあわせてどういうことをやっていく、その中でどういうことが起きてきたか、どういうことをやってこられたか。センター方式のいいところ、悪いところも踏まえて、ひとつ説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

ちょっと経過になるかと思えますけれども、まず、給食が始まったのがかなり前のこととございます。日本では明治22年から始まったということで、本町は昭和38年に南小学校で完全の給食がありました。昭和44年に給食センターが完成し、その中で町内全ての児童生徒の学校給食が始まったということが経過でございます。このセンターになったことで、衛生的な面、そういったところでの重視された、児童生徒に安心して安全な給食の配膳ができているということとございまして、今現在もいろんな計画等が策定されまして、国の施策においてもその方針でございますので、本町としましては、直営でセンター方式でしているところが一番メリットになっているものと思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

そのいいところ、悪いところの説明がちょっと不足したと思うんですけども、私はこの学校給食をセンター方式でやっていかれるということには賛成でございますので、これ以上は聞きませんですけども。

先ほど説明もありましたけれども、学校給食というものが食糧難の時代に始まったと。それが急激に全国に広がったのは戦後でありまして、これを戦後の一つの形だと思っておりますけれども、アメリカ軍が、アメリカ軍というか、アメリカの国が大変だろうということで、ユニセフと協力してやったと。その後、1954年に学校給食法が制定されまして、そういうことでやられました。その後、2005年に食育基本法の制定、本町でも栄養教諭、先ほど説明がありましたけれども、栄養教諭を置かれまして、食に関する指導が行われていると、先ほど丁寧な説明があったんですけども、栄養教師さんの仕事内容はもう一つ、具体的にお願いま

す。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

先ほど質問がありました栄養教諭の仕事のほうですけれども、まず、毎日勤務をなされておりました、8時15分にほとんどの調理員が勤務につきます、ただ、その栄養教諭につきましては、中央小をまず拠点とされておりまして、そこに一旦出勤されまして、その中で小学校、中学校、もちろん小学校を主体としているものですから、小学校の分をそこで管理、その仕事の部分を済まされてから給食センターのほうに勤務なさります。その中で、いろいろな献立に係るものの分ですとか、作成とか、あと学校だよりの作成等にもかかわっておられます。

主に言いますと、子供たちの栄養に係る、中学生が800から900カロリーの摂取をとらなきゃいけないとか、そういったところを主に置かれて献立をつくっていらっしゃいます。それと、先ほど教育長のほうからもありましたとおり、学校訪問で90回の年、訪問をされていますので、その中で子供たちに食育のあり方、必要性等を特に注意してされているところがございます。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

ありがとうございます。私もことし1月に学校給食週間に伴う招待給食ということで、総務文教委員会委員ということで招待、案内を受けたんですけど、そのときは子供たちと一緒に食事をとったんですけども、本当に栄養のバランスがいいといいますか、ぜいたくな、一言で、私たちの年代からいえばぜいたくなと。私たちの年代は何といっても脱脂粉乳を飲まされたと、これに対しては本当いろいろな意見があると思いますけども、省きます。

それから、2006年、先ほど教育長も食育については十分な説明もあったと思うんですけども、2006年には食育推進基本計画、2011年には第2次食育推進基本計画ということが策定されまして、国も挙げてこの食育に対して、聞くところによりますと、食育に重点的に取り組んでいるところには、SSSですか、そういう形で、表彰というか、そういう形もあると聞きますけども。これが答弁にもありましたけども、食育ということで、教育長も教育の一環だと、文部省あたりも教材をつくったり、教科書もつくるというような点まで、今、食育ということが進んでいると思います。

そういう点で、やっぱり教育の一環として捉えたら、やっぱり無償化、いわゆるただにするのが、ひとつの、今、義務教育が無料ということになっておりますので、こういう考え方がないのかと。答弁はよろしいんですけども、そういうことで、いきなり無償化というのも無理でしょうから、中学3年生ですね。最後の義務教育の年には無償化にしてやるとか、そういう形でひとつお願いいたします。

これは最後になりますけれども、波佐見町は焼き物とあって、いわゆる食生活、食事に関しては非常に昔から関連した形をやっていたと。また、今、波佐見町が元気があると。東京ドームでも評判がいいというのは、一つはこの波佐見町の元気のある人が取り組んでいる。元気のある人が行っていると。焼き物は、私の口から言うのも何ですけれども、今の時代は何でも売れるし、何でも売れないと、一言で言えばですね。そういう形の中で、やっぱり売人の元気、その全体の見せ方ですね。波佐見町の見せ方。そういうので元気があるという形になっているんじゃないかなと思います。

そういう点で、この給食費もぜひただ、無償にしてもらって、波佐見町はこういう形で食育にも熱心にやっているということが、この波佐見町の地場産業にとってもいいコマーシャルになるんじゃないかなという、そういう思いつきがありましたので、最後に一つお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

今、議員が申されましたとおり、食育というのは、学校教育は徳育、知育、体育、この三つを基本に生きる力というのを子供たちに育成するための教育を行っております。その、私は基盤となるのが食育だというふうに考えております。やはり人間、健康でなくては、知育であれ、徳育であれ、体育であれ、鑑定することはできない。その根本となる食育というのは、学校教育の中で大事にしなければいけないということは、我々教育委員会としても大事に捉えておりますし、先ほども言いましたようにいろんな委員会とか、あるいは会議を開きながら、どうすればその食育が充実したものになるかということを常に考えながら進めているところです。それが1点です。

それと、無償化ということを、私はイコールになるとはちょっと考えにくいんですが、やはり今の波佐見町の現状を捉えた場合に、無償化というよりも、先ほど答弁いたしましたように、子育て支援という観点から、就学援助を受けるところについては手厚く援助をすると、

無償化をすると。しかし、一般の家庭については、家庭の負担をいただいて子供たちの給食というものにかかわっていただく。そういうことも大事な教育の一環であろうし、家庭教育にもつながるものであるというふうに考えておりますので、今の現時点では法令に基づいた給食のあり方を堅持してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（今井泰照君）

以上で、7番 中尾尊行議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

明日は休会となります。明後日に一般質問を続けます。

これで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時27分 散会